

令和4年第1回中泊町議会定例会 予算特別委員会会議録目次

第1号（3月9日）

議事日程	1
出席委員	1
欠席委員	1
出席説明員	2
職務のため出席した事務局職員	2
臨時委員長の紹介	3
開会の宣告	3
委員長選挙	3
副委員長選挙	4
会議録署名委員の指名	5
会期の決定	5
議案第9号の上程、説明、質疑	5
・議案第9号 令和4年度中泊町国民健康保険特別会計予算について	
議案第10号の上程、説明、質疑	11
・議案第10号 令和4年度中泊町介護保険事業特別会計予算について	
議案第11号の上程、説明、質疑	14
・議案第11号 令和4年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算について	
議案第12号の上程、説明、質疑	15
・議案第12号 令和4年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算について	
議案第13号の上程、説明、質疑	16
・議案第13号 令和4年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算について	
議案第14号の上程、説明、質疑	18
・議案第14号 令和4年度中泊町水道事業特別会計予算について	
散会の宣告	21

第2号（3月10日）

議事日程	2 3
出席委員	2 3
欠席委員	2 3
出席説明員	2 3
職務のため出席した事務局職員	2 4
開議の宣告	2 5
議案第 8 号の上程、説明、質疑	2 5
・ 議案第 8 号 令和 4 年度中泊町一般会計予算について	
議案第 8 号～議案第 1 4 号の討論	6 2
議案第 8 号～議案第 1 4 号の採決	6 2
閉会の宣告	6 2
署 名	6 3

令和4年中泊町議会予算特別委員会

令和4年3月9日（水曜日）

○議事日程 第1号

- 1 臨時委員長の紹介
- 2 委員長選挙
- 3 副委員長選挙
- 4 会議録署名委員の指名
- 5 会期の決定
- 6 議案第9号 令和4年度中泊町国民健康保険特別会計予算について
- 7 議案第10号 令和4年度中泊町介護保険事業特別会計予算について
- 8 議案第11号 令和4年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算について
- 9 議案第12号 令和4年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算について
- 10 議案第13号 令和4年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算について
- 11 議案第14号 令和4年度中泊町水道事業特別会計予算について

○出席委員（13名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 田中 洋 君 | 2番 今 博 子 君 |
| 3番 成田 直人 君 | 4番 秋 元 隆 君 |
| 5番 塚本 悦子 君 | 6番 荒 関 富 雄 君 |
| 7番 秋 田 博 君 | 8番 長 利 司 君 |
| 9番 青 山 雅 晴 君 | 10番 沖 崎 勲 君 |
| 11番 野 上 憲 幸 君 | 12番 野 上 祐 一 君 |
| 13番 川 山 光 則 君 | |

○欠席委員（なし）

○出席説明員

町	長	濱	舘	豊	光	君				
副	町	長	横	野	彰	吾	君			
教	育	長	米	塚	鈴	子	君			
代	表	監	査	委	員					
総	務	課	長	外	崎	良	造	君		
財	政	課	長	毛	内	康	裕	君		
総	合	戦	略	課	長	山	中	哲	哉	君
税	務	課	長	三	上	晃	瑠	君		
町	民	課	長	太	田	光	平	君		
福	祉	課	長	三	上	康	栄	君		
環	境	整	備	課	長	下	山	貴	子	君
農	政	課	長	藤	本	雅	久	君		
水	産	商	工	観	光					
課										
小	泊	支	所	長	越	野	進	一	君	
教	育	次	長	藤	田	康	久	君		
教	育	課	長	葛	西	成	芳	君		
会	計	課	長	長	利	香	代	子	君	
上	下	水	道	課	長	藤	田	順	悦	君
						鈴	木	輝	文	君

○職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	宮	越	裕	子	君
総	務	課		木	村	将	師	君
行	政	情	報					
係								

◎臨時委員長の紹介

○議会事務局長（宮越裕子君） おはようございます。予算特別委員会の開会に当たり、事務局より臨時委員長のご紹介をいたします。

本日は、去る3月3日の本会議において予算特別委員会が設置されてから初めての委員会となります。委員長が互選されるまでの間は、委員会条例第10条第2項の規定によって、出席委員の中で年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

したがって、出席委員の中で年長の委員であります野上祐一委員に臨時委員長をお願いすることにいたします。

野上祐一委員、よろしくお願いいたします。

○野上（祐）臨時委員長 ただいまご紹介されました野上です。委員会条例第10条第2項の規定によって、臨時委員長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

◎開会の宣告

○野上（祐）臨時委員長 ただいまの出席委員数は13人です。定足数に達していますので、これから予算特別委員会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長選挙

○野上（祐）臨時委員長 日程第2、委員長の選挙を行います。

お諮りします。委員長の選挙は指名推選の方法により行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○野上（祐）臨時委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、委員長の選挙は指名推選の方法によって行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、私が指名することにしたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○野上（祐）臨時委員長 異議なしと認めます。

したがって、私が指名することに決定しました。

予算特別委員会の委員長に荒関富雄委員を指名します。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○野上(祐)臨時委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、荒関富雄委員が委員長に当選されました。

本席より荒関富雄委員に当選の告知をいたします。

それでは、ただいま委員長に当選されました荒関富雄委員には承諾をいただき、就任の挨拶をお願いいたします。荒関富雄委員、お願いします。

○荒関委員長 ただいま皆様方のご推挙によりまして、予算特別委員会の委員長という大役を仰せつかりました荒関です。

本委員会は、令和4年度の町政の方向性を決める重要な予算について審査を行うものでありますので、公平、公正な委員会運営を図ってまいりたいと思っております。委員の皆様にも、円滑な議事運営、進行にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、就任の挨拶いたします。よろしく申し上げます。

○野上(祐)臨時委員長 以上で臨時委員長の職務を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

荒関委員長と交代します。荒関委員長、よろしく申し上げます。

(臨時委員長、委員長と交代)

◎副委員長選挙

○荒関委員長 日程第3、副委員長の選挙を行います。

お諮りします。副委員長の選挙は、指名推選の方法により行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○荒関委員長 異議なしと認めます。

したがって、副委員長の選挙は指名推選の方法により行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、私が指名することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○荒関委員長 異議なしと認めます。

したがって、私が指名することに決定いたしました。

予算特別委員会の副委員長に成田直人委員を指名します。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○荒関委員長 異議なしと認めます。

したがって、成田直人委員が副委員長に当選されました。

本席より成田直人委員に当選の告知をいたします。

それでは、ただいま副委員長に当選されました成田直人委員にも承諾をいただき、就任の挨拶をお願いいたします。

○成田副委員長 ただいま委員の皆様より推挙いただきまして、副委員長に選ばれました成田でございます。委員長をしっかりと支えつつ、令和4年度の予算審議を適正に行いたいと思っておりますので、どうか委員各位の格段のご協力をお願い申し上げ、就任の挨拶といたします。

◎会議録署名委員の指名

○荒関委員長 日程第4、会議録署名委員の指名を行います。

本委員会の会議録署名委員は、1番、田中洋委員、2番、今博子委員を指名いたします。

◎会期の決定

○荒関委員長 日程第5、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。予算特別委員会の会期は、本日と明日10日の2日間をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○荒関委員長 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会の会期は、本日と明日10日の2日間に決定いたしました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑

○荒関委員長 本日は、予算特別委員会に付託されました議案第9号から議案第14号までの令和4年度各特別会計予算の審査を行います。

お諮りします。各議案の審査は、歳入と歳出を一括して行いたいと

思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○荒関委員長 異議なしと認めます。

したがって、各議案の審査は歳入と歳出を一括して行うことに決定しました。

なお、ご質問の際は予算書のページを示してお願いいたします。

日程第6、議案第9号 令和4年度中泊町国民健康保険特別会計予算についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上町民課長。

○町民課長(三上康栄君) 議案第9号 令和4年度中泊町国民健康保険特別会計予算案について、ご説明いたします。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億1,376万7,000円となり、前年度当初予算額に対して5,632万3,000円、率にして3.6%の増となっております。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,289万7,000円となり、前年度当初予算額に対して1,135万7,000円、率にして8.0%の増となっております。

歳入歳出予算の概要について、事業勘定からご説明申し上げます。2ページを御覧ください。歳入は、第1款国民健康保険税に2億9,190万4,000円、第2款使用料及び手数料に30万円、第3款国庫支出金に1,000円、第4款県支出金に11億4,588万9,000円、第5款財産収入に1,000円、第6款繰入金に1億7,097万1,000円、第7款繰越金に1,000円、第8款諸収入に470万円を計上しております。

4ページから5ページを御覧ください。歳出は、第1款総務費に9,249万3,000円、第2款保険給付費に10億9,952万7,000円、第3款国民健康保険事業費納付金に3億9,137万3,000円、第4款共同事業拠出金に1,000円、第5款財政安定化基金拠出金に1,000円、第6款保険事業費に1,827万8,000円、第7款基金積立金に1,000円、第8款公債費に1,000円、第9款諸支出金に209万2,000円、第10款予備費に1,000万円を計上しております。

次に、歳入歳出予算の主なものを款項を追って、事業勘定の歳出からご説明いたします。恐れ入りますが、16ページを御覧願います。

3、歳出。第1款総務費、第1項総務管理費に、17ページを御覧願います。対前年度比6,963万1,000円増の8,840万9,000円を計上しております。主なものとしては、12節委託料に、国保標準システム導入費として6,465万8,000円を計上しております。

第2項徴税費に、対前年度比17万7,000円増の382万2,000円を計上しております。

第3項運営協議会費に、対前年度比2万5,000円減の26万2,000円を計上しております。

第2款保険給付費、第1項療養諸費に、第1目一般被保険者療養給付費から、18ページを御覧ください。第5目審査支払手数料まで、合計で対前年度比379万円増の9億4,008万3,000円を計上しております。

第2項高額療養費に、第1目一般被保険者高額療養費から第4目退職被保険者等高額介護合算療養費まで、合計で対前年度比9万9,000円増の1億5,450万2,000円を計上しております。

第3項移送費に、19ページを御覧願います。合計で前年度と同額の2,000円を計上しております。

第4項出産育児諸費に、7人分の出産育児一時金として、対前年度比126万円減の294万円を計上しております。

第5項葬祭費に、前年度と同額の200万円を計上しております。

第3款国民健康保険事業費納付金、第1項医療給付費分に、対前年度比822万2,000円減の2億4,321万6,000円を計上しております。

第2項後期高齢者支援金等分に、対前年度比287万9,000円減の9,388万4,000円を計上しております。

第3項介護納付金分に、20ページを御覧願います。対前年度比668万1,000円減の5,427万3,000円を計上しております。

第4款共同事業拠出金、第1項共同事業拠出金に前年度と同額の1,000円を計上しております。

第5款財政安定化基金拠出金、第1項財政安定化基金拠出金に前年度と同額の1,000円を計上しております。

第6款保健事業費、第1項保健事業費に、21ページを御覧願います。対前年度比88万円増の633万7,000円を計上しております。

第2項特定健康診査等事業費に、対前年度比81万3,000円増の1,194万1,000円を計上しております。

22ページを御覧願います。第7款基金積立金、第1項基金積立金に前年度と同額の1,000円を計上しております。

第8款公債費、第1項財政安定化基金償還金に前年度と同額の1,000円を計上しております。

第9款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金に、合計で前年度と同額の209万1,000円を計上しております。

23ページを御覧ください。第2項繰出金に、前年度と同額の1,000円計上しております。

第10款予備費、第1項予備費に、前年度と同額の1,000万円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。恐れ入りますが、11ページにお戻り願います。2、歳入。第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税に、対前年度比3,519万円減の2億9,186万6,000円を計上しております。主な要因は、被保険者数の減少及び資産割廃止による減額となっております。

12ページを御覧願います。第2款使用料及び手数料、第1項手数料に、前年度と同額の30万円を計上しております。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金に前年度と同額の1,000円を計上しております。

13ページを御覧願います。第4款県支出金、第1項県補助金に、対前年度比2,931万6,000円増の11億4,588万8,000円を計上しております。

第2項財政安定化基金交付金に、前年度と同額の1,000円を計上しております。

第5款財産収入、第1項財産運用収入に前年度と同額の1,000

円を計上しております。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金に、14ページを御覧願います。対前年度比1,397万3,000円増の1億2,277万3,000円を計上しております。

第2項財政調整基金繰入金に対前年度比4,819万7,000円増の4,819万8,000円を計上しております。主に国保標準システム導入に係る財源として計上しております。

第7款繰越金、第1項繰越金に、前年度と同額の1,000円を計上しております。

第8款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料に、前年度と同額の441万1,000円を計上しております。

15ページを御覧願います。第2項受託事業収入に前年度と同額の1,000円を計上しております。

第3項雑入に、合計で対前年度比2万7,000円増の28万8,000円を計上しております。

以上で事業勘定の説明を終わります。

引き続き、診療施設勘定の歳入歳出予算の概要についてご説明申し上げます。6ページにお戻り願います。歳入は、第1款診療収入に1億997万4,000円、第2款使用料及び手数料に26万5,000円、第3款国庫支出金に412万5,000円、第4款繰入金に2,437万1,000円、第5款繰越金に1,000円、第6款諸収入に996万1,000円、第7款町債に420万円を計上しております。

7ページを御覧願います。歳出は、第1款総務費に1億234万5,000円、第2款医業費に2,691万6,000円、第3款公債費に2,313万6,000円、第4款予備費に50万円を計上しております。

次に、歳入歳出予算の主なものについて、款項を追ってご説明申し上げます。歳出からご説明いたします。37ページを御覧願います。

3、歳出。第1款総務費、第1項医療施設管理費、第1目一般管理費に、対前年度比120万7,000円増の8,270万6,000円を計上しております。主なものは、2節給料など医師1名、職員4名分の人件費で、合計5,363万2,000円、38ページを御覧願

います。12節委託料に、診療所受付・清掃業務1,621万3,000円等、39ページを御覧願います。第2項歯科施設管理費、第1目一般管理費に、対前年度比73万2,000円増の1,963万9,000円を計上しております。主なものは、医師1名の人件費で、合計1,859万4,000円であります。

40ページを御覧願います。第2款医業費、第1項医科用医業費に、合計で対前年度比905万9,000円増の2,292万6,000円を計上しております。主なものは、17節備品購入費に内視鏡システム検査機器更新のため、機械器具費825万円を計上しております。

第2項歯科用医業費に、合計で対前年度比7万円増の399万円を計上しております。

41ページを御覧願います。第3款公債費、第1項公債費に診療所建設費等の長期債の償還分として、元金・利子合計で、対前年比28万9,000円増の2,313万6,000円を計上しております。

第4款予備費、第1項予備費に、前年度と同額の50万円を計上しております。

次に、歳入について、ご説明いたします。恐れ入りますが、33ページにお戻り願います。2、歳入。第1款診療収入、第1項医科外来収入に、第1目国民健康保険診療報酬収入から第6目労災・その他診療報酬収入まで、合計で、対前年度比326万7,000円増の8,667万7,000円を計上し、第2項歯科外来収入に、第1目国民健康保険診療報酬収入から、34ページを御覧願います。第6目労災・その他診療報酬収入まで、合計で、対前年度比36万8,000円減の2,225万4,000円を計上しております。

第3項その他診療収入は、対前年度比8万5,000円減の104万3,000円を計上しております。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料は、対前年度比10万1,000円増の23万1,000円を計上しております。

第2項使用料は、前年度と同額の3万4,000円を計上しております。

35ページを御覧願います。第3款国庫支出金、第1項国庫補助金において、内視鏡システム検査機器更新に係る医療施設等設備整備費補助金として412万5,000円を計上しております。

第4款繰入金、第1項他会計繰入金に、合計で前年度と同額の2,437万1,000円を計上しております。

第5款繰越金、第1項繰越金に、前年度と同額の1,000円を計上しております。

第6款諸収入、第1項雑入に、対前年度比614万4,000円減の216万3,000円を計上しております。

第2項受託事業収入は、合計で対前年度比669万円増の779万8,000円を計上しております。

なお、第2目予防接種代金においては、第1項雑入より第2項受託事業収入へ移行し、687万5,000円を計上しております。

36ページを御覧願います。第7款町債、第1項町債において、内視鏡システム検査機器更新に係る医療機器設備整備事業として420万円を計上しております。

以上で、議案第9号 令和4年度中泊町国民健康保険特別会計予算案について、ご説明いたしました。

○荒関委員長 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○荒関委員長 質疑がないようですので、議案第9号 令和4年度中泊町国民健康保険特別会計予算についての質疑を終わります。

◎議案第10号の上程、説明、質疑

○荒関委員長 日程第7、議案第10号 令和4年度中泊町介護保険事業特別会計予算についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

下山福祉課長。

○福祉課長(下山貴子君) 議案第10号 令和4年度中泊町介護保険事業特別会計予算案について、ご説明申し上げます。

令和4年度当初予算の編成においては、介護サービス受給者数及びサービス受給者1人当たりの給付費が共に横ばいで推移し、前年度とほぼ同規模となっております。

歳入歳出予算の総額は、前年度と比較して1,595万5,000円減の18億652万9,000円となっております。

歳入歳出予算の概要について、款を追ってご説明申し上げます。歳入では、2ページから3ページを御覧ください。第1款保険料に2億9,493万2,000円、第2款使用料及び手数料に2万1,000円、第3款国庫支出金に4億8,916万1,000円、第4款支払基金交付金に4億6,111万8,000円、第5款県支出金に2億5,111万2,000円、第6款財産収入に1,000円、第7款繰入金に3億1,003万2,000円、第8款繰越金に1,000円、第9款諸収入に15万1,000円を計上いたしております。

続いて、歳出です。4ページから5ページを御覧ください。第1款総務費に4,791万円、第2款保険給付費に16億6,513万2,000円、第3款地域支援事業費に9,241万2,000円、第4款基金積立金に1,000円、第5款公債費に7万円、第6款諸支出金に40万1,000円、第7款予備費に60万3,000円を計上いたしております。

次に、歳入歳出の主なものについて、款項を追ってご説明申し上げます。最初に、歳出からご説明いたします。13ページを御覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費に、14ページを御覧ください。対前年度比96万8,000円減の3,731万7,000円を計上いたしております。今年度実施しているシステム改修事業の終了が主な要因であります。

第2項徴収費に、対前年度比88万5,000円減の50万5,000円を、第3項介護認定審査会費に対前年度比38万5,000円減の1,008万8,000円を計上いたしております。

15ページを御覧ください。第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費に対前年度比1,156万8,000円減の14億9,549万8,000円を計上いたしております。

第2項介護予防サービス等諸費に対前年度比52万3,000円増の2,137万8,000円を計上いたしております。

第3項高額介護サービス等費に対前年度比66万7,000円増の5,819万2,000円を計上いたしております。

16ページを御覧ください。第4項その他諸費に対前年度比2万7,000円増の112万7,000円を計上いたしております。

第5項特定入所者介護サービス等費に対前年度比206万4,000

0円減の8,893万7,000円を計上いたしております。

第3款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費に対前年度比833万6,000円減の4,132万5,000円を計上いたしております。

17ページを御覧ください。第2項一般介護予防事業費に対前年度比5万円増の116万6,000円を計上いたしております。

第3項包括的支援事業・任意事業費に、19ページを御覧ください。対前年度比697万9,000円増の4,969万8,000円を計上いたしております。

第4項その他諸費に対前年度比5,000円増の22万3,000円を計上いたしております。

第4款基金積立金に1,000円、第5款公債費に7万円、第6款諸支出金に、20ページを御覧ください。40万1,000円、第7款予備費に60万3,000円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものについてご説明申し上げます。8ページを御覧ください。2、歳入。第1款保険料、第1項介護保険料に対前年度比1,960万4,000円増の2億9,493万2,000円を計上いたしております。改定後の保険料で見込んでおります。

第2款使用料及び手数料に前年度と同額の2万1,000円を計上いたしております。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金に対前年度比113万9,000円減の3億494万1,000円を計上し、第2項国庫補助金に、9ページを御覧ください。対前年度比1,249万6,000円減の1億8,422万円を計上いたしております。

第4款支払基金交付金に対前年度比558万9,000円減の4億6,111万8,000円を計上いたしております。

10ページを御覧ください。第5款県支出金、第1項県負担金に対前年度比289万5,000円減の2億3,622万7,000円を、第2項県補助金に対前年度比31万5,000円増の1,488万5,000円を計上いたしております。

第6款財産収入に1,000円を計上いたしております。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金に、11ページを御覧ください。対前年度比56万9,000円増の3億1,003万2,000

円を計上いたしております。

12ページを御覧ください。第8款繰越金に前年度と同額の1,000円を計上し、第9款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料に前年度と同額の1,000円を計上し、第2項雑入に対前年度比2万9,000円減の15万円を計上いたしております。

以上、議案第10号 令和4年度中泊町介護保険事業特別会計予算案について、ご説明申し上げました。

○荒関委員長 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○荒関委員長 質疑がないようですので、議案第10号 令和4年度中泊町介護保険事業特別会計予算についての質疑を終わります。

◎議案第11号の上程、説明、質疑

○荒関委員長 日程第8、議案第11号 令和4年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

鈴木上下水道課長。

○上下水道課長(鈴木輝文君) 議案第11号 令和4年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

令和4年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額が、歳入歳出それぞれ4,273万3,000円となり、前年度当初予算額に対して97万2,000円、率にして2.3%の増となっております。

歳入歳出予算の概要について、款を追ってご説明申し上げます。2ページを御覧願います。最初に、歳入では、第1款使用料及び手数料に558万6,000円、第2款繰入金に3,704万7,000円、第3款繰越金に10万円を計上しております。

次に、歳出では、第1款事業費に1,804万5,000円、第2款公債費に2,458万8,000円、第3款予備費に10万円を計上しております。

次に、歳入歳出の主なものについて、款項を追ってご説明いたします。最初に、歳出についてご説明いたします。5ページを御覧願いま

す。第1款事業費、第1項施設管理費、第1目一般管理費、12節委託料に固定資産調査業務委託料として328万9,000円、第2目施設管理費、10節需用費に処理場電気料として252万円、12節委託料に処理施設管理業務委託料として434万5,000円、処理場余剰汚泥排出業務委託料として540万6,000円を計上いたしております。

6ページを御覧願います。第2款公債費、第1項公債費では、長期債元金に2,229万3,000円を、長期債利子に229万5,000円をそれぞれ計上しております。

次に、歳入であります。4ページにお戻り願います。第1款使用料及び手数料、第1項使用料に農業集落排水事業使用料として558万6,000円、第2款繰入金、第1項繰入金に一般会計からの繰入金として3,704万7,000円を計上しております。

以上、令和4年度農業集落排水事業特別会計予算案についてご説明申し上げます。

○荒関委員長 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○荒関委員長 質疑がないようですので、議案第11号 令和4年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算についての質疑を終わります。

◎議案第12号の上程、説明、質疑

○荒関委員長 日程第9、議案第12号 令和4年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

鈴木上下水道課長。

○上下水道課長(鈴木輝文君) 議案第12号 令和4年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

令和4年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額が、歳入歳出それぞれ2,506万7,000円となり、前年度当初予算額に対して173万3,000円、率にして7.4%の増となっております。

歳入歳出予算の概要について、款を追ってご説明申し上げます。2

ページを御覧願います。最初に、歳入では、第1款使用料及び手数料に286万8,000円、第2款繰入金に2,214万9,000円、第3款繰越金に5万円を計上しております。

次に、歳出では、第1款事業費に920万6,000円、第2款公債費に1,576万1,000円、第3款予備費に10万円を計上しております。

次に、歳入歳出の主なものについて、款項を追ってご説明いたします。最初に、歳出についてご説明いたします。5ページを御覧願います。第1款事業費、第1項施設管理費、第1目一般管理費、12節委託料に固定資産調査業務委託料として300万3,000円、第2目施設管理費、10節需用費に処理場電気料として192万6,000円、12節委託料に処理施設管理業務委託料として245万3,000円を計上いたしております。

6ページを御覧願います。第2款公債費、第1項公債費では、長期債元金に1,438万6,000円、長期債利子に137万5,000円をそれぞれ計上しております。

次に、歳入であります。4ページにお戻り願います。第1款使用料及び手数料、第1項使用料に、漁業集落排水事業使用料として286万8,000円、第2款繰入金、第1項繰入金に一般会計からの繰入金として2,214万9,000円を計上しております。

以上、令和4年度漁業集落排水事業特別会計予算案についてご説明申し上げます。

○荒関委員長 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○荒関委員長 質疑がないようですので、議案第12号 令和4年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算についての質疑を終わります。

◎議案第13号の上程、説明、質疑

○荒関委員長 日程第10、議案第13号 令和4年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上町民課長。

○町民課長（三上康栄君） 議案第13号 令和4年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算案について、ご説明いたします。

令和4年度中泊町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,187万5,000円となり、前年度当初予算額に対して462万円、率にして1.6%の増となっております。

次に、歳入歳出予算の概要について、ご説明申し上げます。2ページを御覧願います。歳入は、第1款後期高齢者医療保険料に8,881万9,000円、第2款使用料及び手数料に2万円、第3款繰入金に1億9,762万6,000円、第4款繰越金に1,000円、第5款諸収入に540万9,000円を計上しております。

3ページを御覧願います。歳出は、第1款総務費に808万6,000円、第2款後期高齢者医療連合納付金に2億8,349万円、第3款諸支出金に29万9,000円を計上しております。

次に、歳入歳出予算の主なものについて、款項を追ってご説明申し上げます。歳出からご説明いたします。8ページを御覧願います。3、歳出。第1款総務費、第1項総務管理費に、前年度比23万9,000円減の786万7,000円を計上しております。主なものとしては、12節委託料に、後期高齢者健診委託料607万4,000円、13節使用料及び賃借料に、後期高齢者システムリース料110万7,000円を計上しております。

第2項徴収費に、前年度と同額の21万9,000円を計上しております。

第2款後期高齢者医療連合納付金、第1項後期高齢者医療連合納付金に、対前年度比483万1,000円増の2億8,349万円を計上しております。県広域連合から提示されました金額に基づいて計上しております。

9ページを御覧願います。第3款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金に、前年度比2万8,000円増の29万9,000円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。恐れ入りますが、6ページにお戻り願います。2、歳入。第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料に、対前年度比1,024万6,000円増の

8, 881万9, 000円を計上しております。県広域連合より提示された金額に基づいて計上しております。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料に、前年度と同額の2万円を計上しております。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金に、対前年度比561万円減の1億9, 762万6, 000円を計上しております。県広域連合から提示されました金額に基づき計上しております。

第4款繰越金及び第5款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料については、前年度と同額の1, 000円を計上しております。

7ページを御覧願います。第2項雑入に、対前年比1万6, 000円減の540万8, 000円を計上しております。

以上で、議案第13号 令和4年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算案についてご説明いたしました。

○荒関委員長 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○荒関委員長 質疑がないようですので、議案第13号 令和4年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を終わります。

◎議案第14号の上程、説明、質疑

○荒関委員長 日程第11、議案第14号 令和4年度中泊町水道事業特別会計予算についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

鈴木上下水道課長。

○上下水道課長(鈴木輝文君) 議案第14号 令和4年度中泊町水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、1ページを御覧願います。最初に、第2条、業務の予定量ですが、(1)の給水件数は前年度比10件減の4, 220件、(2)の年間総給水量は前年度比1万5, 500立方メートル減の82万3, 500立方メートル、(3)の1日平均給水量は前年度比34立方メートル減の2, 256立方メートルをそれぞれ見込んでおります。

次に、第3条の収益的収入及び支出の予定額として、収入の第1款

水道事業収益は前年度より914万1,000円減の3億4,613万9,000円、支出は第1款水道事業費用に前年度より664万1,000円減の2億9,252万8,000円をそれぞれ計上し、収支で5,361万1,000円の利益を予定しております。

恐れ入りますが、2ページを御覧願います。第4条の資本的支出に2億2,948万円を計上し、その支払いは過年度分損益勘定留保資金で補填する予定としています。

第5条、そして3ページの第6条の説明は、省略させていただきます。

続きまして、予算の詳細について、予算実施計画説明書でご説明いたします。最初に、収益的支出の主なものについてご説明いたしますので、21ページを御覧願います。先ほども説明しておりますが、第1款水道事業費用として、前年度比664万1,000円減の2億9,252万8,000円を計上しております。

第1項営業費用、第1目原水及び浄水費が前年度比155万円増の3,326万3,000円を計上しております。主なものは、15節委託費の水質検査委託料448万5,000円、19節動力費の各浄水場電力料金1,357万円等であります。

22ページを御覧願います。第2目配水及び給水費が前年度比219万8,000円減の474万1,000円であります。主なものは、18節修繕費の配水施設維持修繕費200万円、19節動力費の増圧ポンプ電力料157万1,000円等です。

第4目総係費が対前年度比55万9,000円減の6,149万5,000円を計上しております。減額の要因としては、主に職員人件費分であります。

25ページを御覧願います。第2項営業外費用、第1目支払利息が前年度比317万2,000円減の2,052万8,000円であります。

その他のものについては、前年度とほぼ同内容及び同額となっておりますので、説明を省略させていただきます。

次に、収益的収入についてご説明いたしますので、18ページにお戻り願います。第1款水道事業収益、第1項営業収益、第1目給水収益は、前年度比133万1,000円減の2億8,799万4,000

0円を計上しております。減額の主な理由としては、給水収益の減少によるものです。

19ページを御覧願います。第2項営業外収益、第2目他会計補助金に、対前年度比718万1,000円減の2,388万2,000円を計上しております。これは、高料金対策の一般会計からの補助金になります。

次に、資本的支出についてご説明いたしますので、26ページを御覧願います。第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目営業設備費、40節工事費に満期量水器取替工事1,393万3,000円、小泊第1浄水場着水井排水管修繕工事197万3,000円、42節量水器購入費に3,043万4,000円、第2目配水施設改良費、40節工事費に今泉地区2806号路線配水管増設工事400万7,000円、第3目取水施設改良費、40節工事費に深郷田浄水場2号井取水ポンプ更新工事508万7,000円、第2項企業債償還金、第1目企業債償還金に償還元金1億7,404万6,000円を計上しております。

以上、令和4年度水道事業特別会計予算案についてご説明申し上げます。

○荒関委員長 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

野上祐一委員。

○野上（祐）委員 本案には何も問題ないわけですが、水道の工事の関係で、今年のようにしばれたとき、水道しみればどこさ電話へばいいもんだべと、今町の水道業者がほとんどいなくなってしまって、指名業者がどうなっているのかという、町内からいろんなそういう問合せがあるわけですが、今どういうものでしょうか。町のほうでは指定業者なんかあるものですか、それお聞きしたいと思います。

○荒関委員長 鈴木上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木輝文君） 野上委員のご質問にお答えします。

冬季の凍結等に関しましては、確かに業者さんのほうが数少なくなっております。町の管工事協会のほうが窓口になって対応していただいている状況ですので、そちらのほうの経由でお願いしてもらっている状況でございます。

○荒関委員長 野上委員。

○野上（祐）委員 そうすると、やはり直接上下水道課のほうに電話しても、管工事のほうに電話してくださいというようなご指示があるということですね。分かりました。ありがとうございます。

○荒関委員長 あと質疑ありませんか。

成田委員。

○成田委員 26ページの資本的支出の関係なのですが、建設改良費の2番の配水施設改良費と取水施設改良費の2つの件なのですが、これは定期的にこの部分をやるということなのか、またはかなり傷みが激しくて、これを改良するということなのか、その辺をお願いします。

○荒関委員長 鈴木上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木輝文君） まず、今泉の関係でございますけれども、委員ご存じのとおり、旧今泉小学校のグラウンド跡地を今年度で道路整備することとなっております。それに伴いまして、道路下に給水管を、配水管を増設する工事を、これを臨時的なものでやる計画で今予算計上させていただきました。

次の深郷田浄水場の2号井の関係ですけれども、こちらのほうは毎年業者のほうで絶縁値の計測を行っております。通常であれば絶縁値というのは100なければいけないのですけれども、検査の結果0.26という数値が出てきまして、ほぼポンプが止まりかけている状態ということが判明いたしましたので、令和4年度に予算計上させていただきました。更新工事をしたいと思っております。

以上でございます。

○荒関委員長 あと質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○荒関委員長 質疑がないようですので、議案第14号 令和4年度中泊町水道事業特別会計予算についての質疑を終わります。

◎散会の宣告

○荒関委員長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時06分

令和4年中泊町議会予算特別委員会

令和4年3月10日(木曜日)

○議事日程 第2号

1 議案第8号 令和4年度中泊町一般会計予算について

○出席委員(13名)

1番 田中 洋 君	2番 今 博 子 君
3番 成田 直人 君	4番 秋元 隆 君
5番 塚本 悦子 君	6番 荒関 富雄 君
7番 秋田 博 君	8番 長利 司 君
9番 青山 雅晴 君	10番 沖崎 勲 君
11番 野上 憲幸 君	12番 野上 祐一 君
13番 川山 光則 君	

○欠席委員(なし)

○出席説明員

町 長	濱 舘 豊 光 君
副 町 長	横 野 彰 吾 君
教 育 長	米 塚 鈴 子 君
代表監査委員	外 崎 良 造 君
総務課長	毛 内 康 裕 君
財政課長	山 中 哲 哉 君
総合戦略課長	三 上 晃 瑠 君
税務課長	太 田 光 平 君
町民課長	三 上 康 栄 君
福祉課長	下 山 貴 子 君
環境整備課長	藤 本 雅 久 君
農政課長	古 川 幹 人 君
水産商工観光課長	越 野 進 一 君

小 泊 支 所 長
教 育 次 長
教 育 課 長
会 計 課 長
上 下 水 道 課 長

藤 田 康 久 君
葛 西 成 芳 君
長 利 香 代 子 君
藤 田 順 悦 君
鈴 木 輝 文 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長
総 務 課 係
行 政 情 報

宮 越 裕 子 君
木 村 将 師 君

◎開議の宣告

○荒関委員長 おはようございます。ただいまの出席委員数は 13 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

◎議案第 8 号の上程、説明、質疑

○荒関委員長 本日は、予算特別委員会に付託されました令和 4 年度中泊町一般会計予算の審査を行います。

日程第 1、議案第 8 号 令和 4 年度中泊町一般会計予算についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

山中財政課長。

○財政課長（山中哲哉君） 議案第 8 号 令和 4 年度中泊町一般会計予算案についてご説明いたします。

初めに、令和 4 年度当初予算の編成経過についてご説明いたします。本町の財政状況は、依然として自主財源及び経常的な一般財源が少ないという財政構造が続いております。

こども小中学校建設、総合福祉健康センター建設等により、今後の公債費は増加、また新型コロナウイルス感染症による経済への不安もあり、非常に厳しい財政運営が続くと予想しております。

令和 4 年度の予算編成に当たっては、将来も持続可能な財政運営を念頭に、歳出の抑制を図るとともに、重要な課題は先送りせず、慎重に選択し、有利な町債を活用しながら、重点的・効率的な配分に努めたところでございます。

こうして編成を見た令和 4 年度一般会計予算案は、歳入歳出予算の総額が歳入歳出それぞれ 82 億 200 万円となり、前年度当初予算額に対して、10 億 8,100 万円、率にして 11.6%の減となっております。

次に、歳入歳出予算の概要について、款項を追ってご説明申し上げます。予算書と別冊の令和 4 年度一般会計予算に関する参考資料でご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

参考資料の 2 ページを御覧願います。歳入ですが、第 1 款町税で対

前年度比7.3%増の8億6,161万4,000円、第2款地方譲与税で4.9%増の6,958万7,000円、第3款利子割交付金で34.2%減の50万円、第4款配当割交付金で5.3%増の100万円、第5款株式等譲渡所得割交付金で前年度同額の150万円、第6款法人事業税交付金で275%増の600万円、第7款地方消費税交付金で29.6%増の2億3,000万円、第8款環境性能割交付金で5.3%増の400万円、第9款地方特例交付金で66.7%減の150万円、第10款地方交付税で8.6%増の36億8,000万円、第11款交通安全対策特別交付金で11.5%増の63万8,000円、第12款分担金及び負担金で22.7%増の73万円、第13款使用料及び手数料で4.2%減の9,930万1,000円、第14款国庫支出金で15.9%減の7億1,600万5,000円、第15款県支出金で2.9%減の5億2,310万8,000円、第16款財産収入で1.4%減の1,569万2,000円、第17款寄附金で13.2%増の8,694万4,000円、第18款繰入金で49.1%減の1億2,840万円、第19款繰越金で前年度と同額の7,000万円、第20款諸収入で9.2%減の8,398万1,000円、第21款町債で42.7%減の16億2,150万円を計上しております。

続きまして、歳出に移ります。3ページを御覧願います。第1款議会費では、2.4%減の7,890万4,000円、第2款総務費では、120.4%増の19億9,208万5,000円、第3款民生費では、1.1%減の13億8,026万7,000円、第4款衛生費では、0.8%減の9億8,224万円、第5款労働費では、18.9%増の15万7,000円、第6款農林水産業費では、17.5%増の7億4,098万円、第7款商工費では、26.4%増の1億1,646万9,000円、第8款土木費では、17.6%増の3億7,917万9,000円、第9款消防費では、53.1%減の6億3,185万円、第10款教育費では、70.6%減の6億7,513万4,000円、第11款災害復旧費では、前年度と同額の7,000円、第12款公債費では、0.1%増の12億1,972万8,000円、第13款予備費では、前年度と同額の500万円を計上しております。

次に、歳入歳出予算計上の主なものについて、歳出からご説明いた

します。16ページを御覧願います。右側の欄に予算書のページを記載しておりますので、参考にしていただければと存じます。

第1款議会費は、総額7,890万4,000円、前年度と比較しますと198万1,000円の減となっております。

第2款総務費、第1項総務管理費、ナンバー2、総合福祉健康センター建設事業で、10億9,171万2,000円を計上しております。ナンバー3、兼任集落支援員設置事業で、25町内会の集落支援を実施する経費、1,055万3,000円を計上しております。

第1項総務管理費の合計額は、18億2,012万2,000円、前年度と比較しますと10億5,569万4,000円の増となっております。

第2項徴税費の合計額は、9,353万6,000円、前年度と比較しますと1,428万2,000円の増となっております。

第3項戸籍住民基本台帳費の合計額は、4,600万円、前年度と比較しますと307万5,000円の増となっております。

17ページを御覧願います。第4項選挙費、ナンバー1、参議院議員通常選挙費で、957万7,000円、ナンバー2、青森県議会議員一般選挙費、209万3,000円、ナンバー3、中泊町議会議員一般選挙費として、1,947万円を計上しております。第4項選挙費の合計は、3,125万6,000円、前年度と比較しますと1,534万5,000円の増となっております。

第5項統計調査費の合計額は、62万円、前年度と比較しますと24万7,000円の減となっております。

第6項監査委員費の合計額は、55万1,000円、前年度と比較しますと、6,000円の増となっております。

第3款民生費、第1項社会福祉費、ナンバー3、介護保険特別会計繰出事業で、3億1,003万2,000円、ナンバー4、障害者自立支援給付事業として、扶助費3億5,052万6,000円を計上しております。第1項社会福祉費の合計額は、8億7,785万3,000円、前年度と比較しますと1,108万1,000円の増となっております。

第2項児童福祉費、ナンバー4、子どものための教育・保育給付事業として、3億6,923万1,000円を計上しております。第2

項児童福祉費の合計額は、5億241万4,000円、前年度と比較しますと2,645万5,000円の減となっております。

18ページを御覧願います。第4款衛生費、第1項保健衛生費、ナンバー2、国民健康保険特別会計事業勘定に係る繰出金として、1億2,277万3,000円を計上しております。ナンバー3、後期高齢者医療特別会計繰出金として、1億9,762万6,000円を計上しております。ナンバー4、新型コロナウイルスワクチン接種・体制確保事業として、新型コロナウイルスワクチン3回目接種に係る経費、4,951万2,000円計上しております。第1項保健衛生費の合計額は、5億5,544万5,000円、前年度と比較しますと2,487万4,000円の減となっております。

第2項清掃費、ナンバー1、西北五環境整備事務組合負担事業として、8,923万4,000円を計上しております。第2項清掃費の合計額は、1億9,706万3,000円、前年度と比較しますと1,284万3,000円の増となっております。

第3項母子保健費の合計額は、1,679万3,000円、前年度と比較しますと283万円の増となっております。

第4項病院費の合計額は、1億8,905万7,000円、前年度と比較しますと832万7,000円の増となっております。

第5項上水道整備費の合計額は、2,388万2,000円、前年度と比較しますと718万2,000円の減となっております。

第5款労働費、第1項労働諸費の合計額は、15万7,000円、前年度と比較しますと2万5,000円の増となっております。

19ページを御覧願います。第6款農林水産業費、第1項農業委員会費の合計額は、2,916万4,000円、前年度と比較しますと1,133万2,000円の増となっております。

第2項農業費、ナンバー3、環境保全型農業直接支払事業として、1,951万8,000円を計上しております。

ナンバー4、強い農業・担い手づくり総合支援事業として、817万9,000円を計上しております。

第2項農業費の合計額は、1億1,809万7,000円、前年度と比較しますと517万2,000円の増となっております。

第3項畜産業費の合計額は、552万9,000円、前年度と比較

しますと11万6,000円の増となっております。

第4項農地費、ナンバー2、多面的機能支払事業として、1億3,539万9,000円を計上しております。ナンバー4、県営十三湖地区経営体育成基盤整備事業として、1億8,192万6,000円を計上しております。第4項農地費の合計額は、4億7,483万9,000円、前年度と比較しますと9,926万9,000円の増となっております。

第5項林業費の合計額は、3,417万2,000円、前年度と比較しますと357万7,000円の増となっております。

20ページを御覧願います。第6項水産業費、ナンバー2、漁業集落排水事業特別会計繰出金として、2,214万9,000円を計上しております。ナンバー4、中泊メバ活プロジェクト事業として、240万6,000円を計上しております。第6項水産業費の合計額は、7,917万9,000円、前年度と比較しますと889万円の減となっております。

第7款商工費、第1項商工費、ナンバー3、地域おこし協力隊事業では、観光資源の発掘など観光客の受入れ環境の整備などを目的に、協力隊活動に要する経費、1,784万4,000円を計上しております。ナンバー4、宮越家公開管理事業として、企業版ふるさと納税を財源とし40万円を計上しております。

第7款商工費の合計額は、1億1,646万9,000円、前年度と比較しますと2,435万3,000円の増となっております。

第8款土木費、第1項土木管理費の合計額は、4,429万円、前年度と比較しますと75万1,000円の増となっております。

第2項道路橋梁費、ナンバー2、道路新設改良事業として、中里地域5件4,720万円、小泊地域1件455万円、合計で5,175万円を計上しております。ナンバー3、防雪対策費として、除排雪委託料などで1億1,677万2,000円を計上しております。第2項道路橋梁費の合計額は、2億5,662万7,000円、前年度と比較しますと4,299万5,000円の増となっております。

第3項河川費の合計額は、2,051万4,000円、前年度と比較しますと138万3,000円の増となっております。

21ページを御覧願います。第4項都市計画費の合計額は、1,2

77万2,000円、前年度と比較しますと61万3,000円の減となっております。

第5項住宅費、ナンバー2、既設公営住宅改善事業として、768万9,000円を計上しております。第5項住宅費の合計額は、4,497万5,000円、前年度と比較しますと1,226万3,000円の増となっております。

第6項土地開発基金費は省略させていただきます。

第9款消防費、第1項消防費、ナンバー2、五所川原消防事務組合負担事業として五所川原地区消防事務組合負担金5億6,442万5,000円を計上しております。第9款消防費の合計額は、6億3,185万円、前年度と比較しますと7億1,626万7,000円の減となっております。

第10款教育費、第1項教育総務費、ナンバー3、学校ICT整備事業として、1,127万8,000円計上しております。ナンバー4、旧小泊中学校校舎解体事業として、解体工事費など合計1億2,974万4,000円を計上しております。第1項教育総務費の合計額は、2億5,352万2,000円、前年度と比較しますと16億2,565万6,000円の減となっております。

22ページを御覧願います。第2項小学校費の合計額は、8,142万4,000円、前年度と比較しますと321万6,000円の減となっております。

第3項中学校費の合計額は、5,082万3,000円、前年度と比較しますと634万7,000円の減となっております。

第4項小中一貫校費の合計額は、1,586万2,000円となっております。

第5項社会教育費、ナンバー2、宮越家整備事業では、企業版ふるさと納税を財源として、建物・庭園の整備工事経費等1,603万8,000円を計上しております。第5項社会教育費の合計額は、1億4,593万5,000円、前年度と比較しますと138万2,000円の増となっております。

第6項保健体育費の合計額は、1億2,756万8,000円、前年度と比較しますと192万4,000円の減となっております。

23ページを御覧願います。第11款災害復旧費、第1項農林水産

業施設災害復旧費及び第2項公共土木施設災害復旧費については省略させていただきます。

第12款公債費についてご説明いたします。ナンバー1、町債償還元金として11億8,421万1,000円、ナンバー2、町債償還利子として3,488万9,000円、ナンバー3、一時借入金利子として62万8,000円、合わせて12億1,972万8,000円を計上しております。前年度と比較しますと68万9,000円の増となっております。

第13款予備費については、前年度と同額の500万円を計上しております。

以上で歳出の主なものについての説明を終わります。

続きまして、歳入の主なものについてご説明いたします。歳入については予算書にてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、予算書の11ページを御覧願います。2、歳入。第1款町税、第1項町民税で2,744万7,000円増の3億1,264万6,000円、第2項固定資産税で2,987万円増の4億1,858万2,000円、12ページを御覧願います。第3項軽自動車税で38万1,000円増の4,202万3,000円、第4項たばこ税で110万2,000円増の8,836万3,000円を計上しております。

第2款地方譲与税、第1項地方揮発油譲与税で100万円増の1,500万円、第2項自動車重量譲与税で前年度と同額の4,500万円、13ページを御覧願います。第3項森林環境譲与税で227万9,000円増の958万7,000円を計上いたしております。

第3款利子割交付金から、14ページを御覧願います。第9款地方特例交付金までにつきましては、前年度の決算見込額及び国の地方財政計画を参考に計上しております。

第10款地方交付税は、2億9,000万円増の36億8,000万円を計上しております。普通交付税で2億9,000万円増の33億4,000万円、特別交付税で前年度と同額の3億4,000万円を計上しております。

第11款交通安全対策特別交付金は、6万6,000円増の63万8,000円を計上しております。

第12款分担金及び負担金は、13万5,000円増の73万円を

計上しております。

第13款使用料及び手数料、第1項使用料では、16ページを御覧願います。428万6,000円減の9,261万3,000円を計上しております。

第2項手数料では、17ページを御覧願います。3万1,000円減の668万8,000円を計上しております。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金では、18ページを御覧願います。2,411万8,000円減の4億8,602万7,000円、第2項国庫補助金では、19ページを御覧願います。こども小中学校建設に係る交付金等の減により1億1,328万円減の2億828万6,000円を計上しております。

第3項国庫委託金では、247万1,000円増の2,169万2,000円を計上しております。

第15款県支出金、第1項県負担金では、20ページを御覧願います。877万2,000円減の2億9,133万3,000円を計上しております。

第2項県補助金では、22ページを御覧願います。910万2,000円減の1億9,830万7,000円を計上しております。

第3項県委託金では、23ページを御覧願います。237万1,000円増の3,346万8,000円を計上しております。

第16款財産収入、第1項財産運用収入では、21万8,000円減の1,569万円を、24ページを御覧願います。第2項財産売払収入で、前年度と同額の2,000円を計上しております。

第17款寄附金は、1,014万3,000円増の8,694万4,000円を計上しております。

第18款繰入金は、1億2,402万3,000円減の1億2,840万円を計上しております。

第19款繰越金から、25ページを御覧願います。第20款諸収入、第4項受託事業収入までは説明を省略させていただきます。

第20款諸収入、第5項雑入で、27ページを御覧願います。753万1,000円減の8,040万5,000円を計上しております。

28ページを御覧ください。第21款町債についてご説明いたします。第1目総務債から、第6目教育債まで、11事業合計で、12億

980万円減の16億2,150万円を計上しております。

なお、各地方債の起債区分や事業費等の詳細については、予算に関する参考資料13ページの「地方債充当事業一覧」をご参照くださればと存じます。

これで歳入の説明を終わります。8ページにお戻り願います。第2表、地方債について、ご説明いたします。地方債では、臨時財政対策債から五所川原地区消防事務組合施設整備事業までの11事業を、利率年4.0%以内として、限度額合計16億2,150万円と定め、計上しております。

最後に、再び令和4年度一般会計予算に関する参考資料の10ページを御覧願います。平成26年度以降に引き上げられた消費税分については、社会保障経費に充てることとなっております。当町では1億2,050万円を見込んでおりますが、その用途を表にまとめたものでございますので、参考にしていただければと存じます。

11ページを御覧願います。令和4年度当初予算案では、起債の発行額を16億2,150万円と見込んでおり、償還額については、令和4年度の借入見込額を含めた推移を起債区分別に令和11年度まで表にまとめたものでございますので、こちらについても参考にしていただければと存じます。

以上、議案第8号 令和4年度中泊町一般会計予算案についてのご説明といたします。

○荒関委員長 お諮りします。

本案に対する質疑は歳入と歳出を分けて行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○荒関委員長 異議なしと認めます。

したがって、質疑は歳入と歳出を分けて行うことに決定しました。なお、ご質問の際は予算書のページを示して簡潔にお願いいたします。

議案第8号の歳入に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

野上委員。

○野上(憲)委員 11ページの歳入の町税についてであります。固定資産税についてでありますけれども、去年より3,000万円以上増額にな

っているということで、これは津軽風力発電での中身での増額になっているのか、ちょっとその点から確認したいと思います。

○荒関委員長 太田税務課長。

○税務課長（太田光平君） 野上委員ご質問の固定資産税の増についてお答えいたします。

固定資産税においては、昨年度は3年に1度の評価替えやコロナによる特例措置等の減少を考慮し、堅く見込んだため、大幅な減収で編成されました。

本年度は、土地については一部価格の上昇した地点があるものの、それ以外の土地については下落が続いている状態であるため、1.9%の減、167万8,000円の減となっております。家屋については、滅失した家屋より新增築家屋のほうが増収見込みが上回るとともに、令和3年度1年限りのコロナの軽減措置により軽減された分について通常課税に戻るため、506万5,000円、3.45%の増、償却資産においては、今、委員のご質問にありました津軽風力発電の経年による減、1,300万円があるものの、令和3年度1年限りの軽減措置が終了し、通常課税に戻ることから、3,128万4,000円、25.38%の増、令和4年度現年度課税分の固定資産全体では9.8%の3,467万1,000円の増になると見込まれております。

以上です。

○荒関委員長 野上委員。

○野上（憲）委員 そうすれば、去年の見直しの時点での確定がなされて、今年の予算編成となったということになれば、去年の中身での、いわゆる修正後の課税はなかったのですか。これは決算のときに出てくると思いますけれども。

○荒関委員長 太田税務課長。

○税務課長（太田光平君） 今の補正予算において、歳入の増ということで見込んでおります。

○荒関委員長 野上委員。

○野上（憲）委員 それは、補正のほうを確認すれば出てくるとは思います。

それと、それに関連した形で、いわゆるふるさと納税です。企業版のふるさと納税に5,000万円計上されておりますけれども、これ

も津軽風力の中身が主体だと思ってよろしいのですか。

○荒関委員長 三上総合戦略課長。

○総合戦略課長（三上晃瑠君） 委員ご質問の企業版ふるさと納税5,000万円についてお答えいたします。

これは2社からの寄附を計上しておりまして、1社が日本風力開発株式会社、もう一社は尾別の山の上の日本風力エネルギー株式会社ということで計上いたしております。

○荒関委員長 野上委員。

○野上（憲）委員 昨年の場合、建設中の場合での固定資産税の課税措置はどのぐらいなされているのですか。

○荒関委員長 太田税務課長。

○税務課長（太田光平君） まだ建設中ですので、固定資産税のほうは課税にはなっていないということになっております。1月1日現在で完成と、事業が開始されていけば課税になるということになります。

○荒関委員長 野上委員。

○野上（憲）委員 普通の感覚でいけば、工事しているときでも、そこは有効的に使われているわけでしょう。これは国有林ですから、中身は多少違うにしても。結局林道自体を利用するにしても、ある程度町はそこで負担として持ち出ししている部分も結構あると思うのです。それに対して、結局何ら課税もしくは補修の修繕費とか、全然もらっていないのですか。

○荒関委員長 答弁、総合戦略課長。

○総合戦略課長（三上晃瑠君） 今のご質問についてお答えします。

例えば尾別地区の日本風力エネルギーの今の1月完成予定の風車13基の現場につきましては、現在まだ試験中ということで、稼働が若干遅れておる状況でございます。そして、用地につきましては、それぞれ所有しております国、県、町のほうと契約してお借りしております。また破損した箇所につきましては、事業所のほうで舗装の修繕等を行っている状況でございます。

以上です。

○荒関委員長 野上委員。

○野上（憲）委員 それにしてもであります。当然建設中のものだから課税はしないとありますけれども、建物自体は、構造物自体はできてしまっ

ているわけです。稼働した時点で、ふるさと納税でもらうにしても何しても、もらうのでしょうけれども、建設時点で固定物が建ってしまった中身であれば、当然もらうべきではなかったのですか。そこら辺、どういう見解で処理しているのか。

○荒関委員長 太田税務課長。

○税務課長（太田光平君） ただいまの野上委員のご質問にお答えします。

建設中である程度完成したという形になりますけれども、我々のほうも県、国のほうと固定資産税で完成の度合いについて協議したところ、ある程度完成しても事業がなされなければ、1月1日現在でなされなければ課税ができないということの見解をいただきまして、課税していないところでございます。

○荒関委員長 野上委員。

○野上（憲）委員 そういう協議の場で答えが出たということは、それはそれでいいのですけれども、本来であれば、あれだけ構造物、大きいものを建設する、そして地元にも迷惑、そういうことを考えれば、事前に協定の取決めの中身に、これは入れておく必要があったのではないかと思います。

我々も津軽風力のほうを建設させていただきましたけれども、当然何らかの形でもらっています。町の職員が立会いしたとすれば、自分たちの賃金を考えれば、当然もらうのが当たり前なのです。町が善意でしたとすれば、それはそれとして分かりますけれども、やっぱりそういう自分たちが払ったものに対しての徴収は確認しながらやるべきであったのではないかと思います。町長、どういうものでしょうか。

○荒関委員長 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 今野上委員のほうからお話があったのは、至極当然の話ではありますが、固定資産税、地方税法の話でございますので、そこはご理解をいただきたいと思います。地方税、固定資産税以外の部分、様々町としても手続やら何やらやらせていただいて、協力申し上げているわけですから、その部分については先般事業会社と協定を結んだ、いわゆる企業版ふるさと納税ということで、今年度から、令和3年度から寄附をいただいていると、その中のほうでやらせていただいているというご理解をいただければと思います。

○荒関委員長 野上委員、よろしいですか。

野上委員。

○野上（憲）委員 これから町としてもいろいろな形での事業推進等のものが出てくると思いますけれども、やっぱり事業を受託する、受けた時点で、いわゆる地元の集落の迷惑もあるわけです。集落の人たちには、もっと見える形で還元できるようなものを優先させてやって、それから工事に着工するべきであったのかなと思いますので、これからはそういうものを重々考えながら実施してほしいと思います。

以上です。

○荒関委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○荒関委員長 質疑がないようですので、歳入に対する質疑を終わります。

議案第8号の歳出に対する質疑を行います。

お諮りします。歳出に対する質疑は各款ごとに行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○荒関委員長 異議なしと認めます。

したがって、歳出に対する質疑は各款ごとに行うことに決定しました。

第1款議会費に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○荒関委員長 質疑がないようですので、第1款議会費に対する質疑を終わります。

第2款総務費に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

沖崎委員。

○沖崎委員 選挙の関係についてお願いします。今年参議院と、私どもも秋に審判を受けるわけですので。

私が言いたいのは、6時で終わればどうかと。今まで8時になっているのですけれども、財政の関係も何ほかでもプラスになるし、朝は7時だか、終わりは6時と。ただ、私どもの選挙はそれでよければいいのですけれども、国とか県の場合は、これ何か違っていたような気がしますので、担当課長、その点。

○荒関委員長 毛内総務課長。

○総務課長（毛内康裕君） ただいまの沖崎委員の質問に対してお答えいたし

ます。

中泊町議会議員の選挙についてでございますけれども、投票の終了時間は6時ということで考えております。

参議院、県議会については、今までの通常どおり8時までということになっております。

町単独では、ちょっと直すことは無理でございます。

○荒関委員長 沖崎委員、よろしいですか。

○沖崎委員 はい。

○荒関委員長 あと総務費に対する質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○荒関委員長 質疑がないようですので、第2款総務費に対する質疑を終わります。

第3款民生費に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○荒関委員長 質疑がないようですので、第3款民生費に対する質疑を終わります。

第4款衛生費に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、田中洋委員。

○田中委員 66ページの第2項清掃費の中にある不法投棄廃棄物撤去、その費用に49万4,000円計上されているのですが、それはストックヤードの中に持ち込まれた、本来であれば置いてはいけない指定されたもの以外のものを撤去する費用ということでよろしいですか。

○荒関委員長 藤本環境整備課長。

○環境整備課長(藤本雅久君) ただいま田中委員からいただいた質問についてお答えします。

ストックヤードに置かれている不法投棄廃棄物、こちらのほうに関しては、上に記載している不法投棄廃棄物撤去、これとはまた別のものです、そちらの両方の委託についてご説明させていただきます。不法投棄廃棄物撤去の委託については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、土地の所有者または管理者は清潔を保つように努めることとなっていることから、不法投棄の情報がありましたら、個人の土地、町の土地に関係なく現地確認をして、個人の土地の場合は土地の管理

者、占有者に連絡をして、廃棄物の撤去やロープ、看板設置等をするように指導しています。町所有地に不法投棄されている場合は、担当課で回収し、可燃物、不燃物、処理が困難なものは処理業者へ搬出して処理しております。職員で対応できなく、重機等が必要な大きい廃棄物や重い廃棄物の撤去に関しては、この委託費の中で、業者へ連絡して委託をして処理してもらっています。そのための費用として計上しております。

次のストックヤードの清掃管理費についてですけれども、ストックヤードは中里地域の中里地区に3か所、武田地区に2か所、内潟地区に3か所設置しており、小泊地域は小泊地区と下前地区に1か所ずつ設置しており、全部で10個のストックヤードがあります。このストックヤードには、新聞、雑誌、段ボール、発泡スチロール、白色トレイ、容器包装リサイクル法律に基づくその他のプラスチックの資源ごみを回収しております。そのごみ以外のものの持込みにより、乱雑に置かれている状態になっているのが現状です。それを担当職員が適宜清掃し、可燃ごみ、プラスチック類のおもちゃなどの不燃ごみ、自転車などの粗大ごみを職員が西部クリーンセンターや最終処分場に搬出し、テレビや消火器などの町で収集できないものは処理業者へ搬出してきました。ごみの分別や出し方については、町が作成した家庭用ごみ分けガイドを毎戸に配布しております。そのほか町広報紙や町民文化祭、高齢者教室などで職員が出向いて周知しておりますが、なかなか改善に至っていないのが現状です。

このようなストックヤード内の現状を解決するための案として、10か所のうち6か所について、令和4年度はストックヤードの清掃管理委託を行い、中里地域の中央公民館前、武田公民館前を年6回、内潟公民館を年4回、旧中里団地55号と、旧給食センターを年2回、小泊のすくすくしたまえ館裏を年4回整理整頓を行い、不法に置かれたごみについては可燃ごみ、プラスチック製のおもちゃなどの不燃ごみ、自転車などの粗大ごみに区分してもらい、西部クリーンセンターや最終処分場へ搬出し、テレビや消火器などの町で回収していないごみは町職員が処理業者へ搬出するという事で、ストックヤード利用者が適正に利用する意識を高めるように予算計上いたしました。

また、今後この取組が効果が得られた場合は、令和5年度以降には

全か所のストックヤードを対象に清掃業務の委託も考えております。

以上です。

○荒関委員長 田中委員。

○田中委員 スtockヤードの話だったのですけれども、やはり私もよく利用するのですけれども、その中にある不法投棄のものの撤去だと思ってちょっと聞いたのですけれども、それだけではないということで、いろいろな町の土地とかそういう施設に置かれたものを撤去する費用がこれだけということで、それは承知したのですけれども。

本来であれば、この不法投棄というものはあってはならないことで、こういうことに対して予算をつけなければならぬというのがちょっと悲しいなという気持ちと、あとはまたストックヤードの話に戻るのですけれども、生ごみとか、そういった処理できないものを置いている人も見かけたことがありました。今、課長がおっしゃっていたように、職員の方が出向いて回収しているということなのですけれども、やはりルールをしっかりと守ってやってもらうためには、もっともっと注意喚起、そういったものが必要だと思うし、あと必要であるならば防犯カメラとかで抑止力、そういったものを発揮していければと思うのですけれども、今後そのような考えとかはあるのですか。

○荒関委員長 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 田中委員のご質問、確かにおっしゃるとおりであります。ただ、これは法律、制度の話からいくと、先ほど課長のほうからご説明した町有地に不法に投棄されたものが見つかった場合の予算として計上しているということで説明させていただいたわけですが、基本的に原因者責任ですので、投棄した人が分かった場合には、投棄した人に求償権を持ちます、町が片づけても。したがって、これは町が投棄した人のものを責任持って片づけるというだけのことでなく、請求する権利は発生するのですけれども、費用としては計上していると。もちろんストックヤードとかについては置いていく人がいるわけです。その置いていった人に対しては注意を喚起する、駄目だよと注意を喚起するのは常に続けていますし、冊子でも流していますし、町民文化祭のときのフォーラム等でも周知をさせていただいております。今後とも、その部分につきましては町民のご理解を得ながら、正しいごみの出し方、捨て方を徹底してまいりたいというふうに考えて

ございます。

○荒関委員長 田中委員、よろしいですか。

○田中委員 はい。

○荒関委員長 あと衛生費に対する質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○荒関委員長 ないようですので、第4款衛生費に対する質疑を終わります。

第5款労働費に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○荒関委員長 質疑がないようですので、第5款労働費に対する質疑を終わります。

第6款農林水産業費に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○荒関委員長 質疑がないようですので、第6款農林水産業費に対する質疑を終わります。

第7款商工費に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○荒関委員長 質疑がないようですので、第7款商工費に対する質疑を終わります。

第8款土木費に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

秋元委員。

○秋元委員 防雪対策費についてお伺いします。

私は、昨年……

○荒関委員長 何ページですか。

○秋元委員 ページは89。昨年の一般質問でも防雪対策について質問したのですけれども、その中の記憶をたどれば、ホワイトアウト、また防雪柵のないところにはいろいろ課題があって云々というような答えをいただきました。ホワイトアウトに関しては、ある大学と何か品物を開発して対応を講じると。防雪柵については、高いところの防雪柵は何か県のほうでも対応がなかなか難しいという返事をいただきました。その後検討するということで、たしか回答をもらったのですけれども、今回の予算を見れば、それらに関する予算が一向にないのですけれども、その後の検討した結果はどうなったのか、お伺いしたいと思っています。

○荒関委員長 藤本環境整備課長。

○環境整備課長（藤本雅久君） 秋元委員の質問にお答えします。

土地が高くて柵が設置できなかったところ、この通りに関しては、青森県が管理しておりまして、青森県のほうで予算計上して実施しますので、早期の実施をお願いするという形で要望は続けて行っておりますけれども、ちょっと予算がついたかどうかの確認だけはまだしていませんでした。

○荒関委員長 三上総合戦略課長。

○総合戦略課長（三上晃瑠君） ホワイトアウト対策についてご説明いたします。

予算書の37ページになるのですがけれども、ホワイトアウト対策につきまして、大学共同研究事業ということで48万3,000円計上いたしております。令和3年度から弘前大学とホワイトアウト対策について共同研究、町のほうで契約を締結いたしまして進めてまいります。令和3年度につきまして、広域農道、こめ米ロード沿いに、今弘前大学のほうで風車を設置して研究をスタートしております。令和3年度予算につきましては、全て弘前大学のほうで予算措置すると。令和4年度につきましては、町のほうからも48万3,000円予算措置しながら、引き続き風況、ホワイトアウト対策でLED、どの程度の風車であれば電力を賄えるかとか、その辺の研究も弘前大学のほうで令和4年度、引き続き進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○荒関委員長 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 今の秋元委員のご質問2点について、今それぞれ課長が答えたとおりなのですが、私のほうから若干補足を。確かに車力道路の件だと思うのですがけれども、今も流れが寄っているところがありまして、あそこの高い部分について、先ほど藤本課長のほうからお話のあった、なかなか取り付けるのが難しいという判断でもって県はつけなかったと。その後、県の中谷地域整備部長のほうに会った際に、そのことを話ししまして、県としては技術的なものは様々考えると。場所的には大丈夫だと思ったのだけれども、大丈夫ではなかったということで検討しますという話をいただいておりますので、今後も強くプッシュしたいと思っています。

それから、もう一つのホワイトアウト対策でございしますが、これは町の道路のホワイトアウト対策だけのために大学と組んでやっているのではなくて、要するに商品として町で開発することによって、他の地域に売り込みをかけていきたいという目論見もあって大学と一緒にやっている話。もちろん出来上がれば、町民のホワイトアウト対策にもなるということでやらせていただいているということでございますので、補足をさせていただきます。

○荒関委員長 秋元委員、よろしいですか。

秋元委員。

○秋元委員 細やかな返事をいただきまして、ありがとうございます。

ただ、そこを通行するのは、県の管理であれ町の管理であれ町民です。早期に対応していただければと。令和2年、令和3年度と2年豪雪が続きました。昔からことわざにありますけれども、二度あることは三度あると。来年もう一年様子を見ながら、今の形でいけば全然形が見えてこないのです。ですから、最低限、交差点の角々に県の道路であれ何であれ、回転灯なりなんなりを設けてはいかがかというのが私の意見なのです。設けていただければと思います。

それから、もう一つ、除排雪の経費についてです。今現在私の調べたところであれば、予算残高が2億2,000万、まだ支払いしていない金額が2億1,000万あるそうです。これというのは、支払いの契約関係はどういうふうになっていて、こういうふうになっているのですか。ちょっとそこを確認したいのですけれども。

○荒関委員長 藤本環境整備課長。

○環境整備課長（藤本雅久君） 秋元委員の除雪の支払いについてお答えいたします。

入札後に、業者のほうに部分払い、前払いは可能ですということで説明会、除雪の注意事項を、業務遂行の上の注意事項の会議のときに皆さんに報告して、業務委託約款の27条の中でも部分払いは可能ですということで明示はしております。ただ、支払いが残っているというのは、業者さんのほうから部分払いをお願いしますというような形で向こうからの請求がないために、まだ支払いがされておられません。

○荒関委員長 秋元委員。

○秋元委員 確かに約款上からいって部分払いもできると、ただ業者が請求し

ていないということの返事ですけれども、2億円のお金を、この燃料費が高い、油代とか賃金とか業者はかかっているわけです。ですから、適切な支払いをしていただければと。今まだ残雪処理のため、また補正をするということですので、もう精査はできているはずですよ。精査できていて、足りないから、あと幾らというふうな補正予算を組むということですので、その時点で業者からある程度請求してもらったほうが、請求するように指導していただければと思いますので、そこをよろしくお願いします。これで終わります。

○荒関委員長 ほかに質疑ありませんか。

川山委員。

○川山委員 今回のページの修繕料の中の話ですけれども、前回予算説明会のとき、町長はおらほのロータリー壊れた話をしたら、聞いていなかったと。その後修理するのか、それとも今後何年間に分けて買っていくのかの決断したものかどうかをちょっとお願いします。

○荒関委員長 藤本環境整備課長。

○環境整備課長（藤本雅久君） 川山委員の質問にお答えします。

小泊地域のロータリー除雪車について、令和2年度の除雪作業終了時に委託業者から走行時に異常が見られるということの報告があり、令和3年7月に定期点検と走行異常の修繕のため修繕会社へ見積り依頼したところ、走行の油圧ポンプと油圧モーターが経年劣化により交換が必要で、その費用が多大であることが分かりました。本年度の除雪体制をどのようにするか検討を重ね、小泊地域では除雪よりも排雪時にロータリー車を利用することが多いため、中里地域のロータリー車を両地域で共有し、小泊地域でロータリー除雪車による作業が必要となった場合は、両地域で連絡を取り合い、中里地域の2台のうち1台が小泊地域で作業できるようにし、両地域で幹線道路と急を要する路線の作業が必要であれば、短期間で業者所有のロータリー除雪車を借り受けて作業を行うこととして実施してまいりました。

来年度以降については、本年度の除雪事業終了時に、今年の問題点や反省点などがあれば改善を行い、最善な方法を探りながら、来年度も本年と同様に中里地域のロータリー車を有効利用して除排雪業務を行っていきたいと思っています。

○荒関委員長 川山委員。

○川山委員 来年度以降というよりも、今年もう既に交代でやったわけだ。正月前に私、どつと雪が降ったとき、かなり住民にぐだめかれて、そのとき電話したら、正月だよな、電話したら、壊れていたと。それで、うちのほうの排雪業者に逆に役場のほうにお願いしてくれと。交代でやっているのであれば、中里も小泊も一回に雪降るのだから、とてもではないが、間に合わせられないということで予算の説明会するとき、町長は聞いていなかったということで、その後課長と相談したのかなと思ったけれども。あれからそう雪も降らないと思って、交代で間に合ったかも分からない。ただ、うちのほうの小路に入れば、ほとんど車は一方通行みたいな感じで、私は役場、支所のほうに2回ぐらい電話した。

あなたたちの考えと、私たちの考えと、全然考え方が違うのです。我々は町民に負託されて、ここに来て話ししているのです。困ればみんな来るのだ。そして、対応してけねば、「おめみみたいな議員、来年になれば要らないね」と、こうされるのだ。だから、しゃべるのだ。今年、何回しゃべったの。いつまで続く、2回もまた交代だって、こっち忙しければ間に合わないでしょう。業者も自分たち皆委託を受けて、お金もらってやっているのだ。それ待ってられないね。それ今年はしょうがないとしたでばな、今年のことだもの。だばって、来年、再来年と雪降らないなんて考えられないのだはんで、何かしら直すなり、新しく買うなり、買うといってもすぐ買えるわけではないとしゃべっているのだでばな。そこを町長と相談して、何かいい結果出るかと思ったら、出ていないのだもの。直す気もないのだか。ずっと使って行って、また不便かけて、我々に謝って歩けてか。それほど、仮に新しいそれ買ったって、それはお金はかかるけれども、買われないことなのだか。何十年も使うのだ。俺だば、あと何十年といえはいないけれども、これからずっと雪降っていくのだもの、できれば中古でなくて、新しいやつで、ローン組んでもいいはんで買うぐらいの気持ちを持って。副町長、おめのところさ誰も行ってないか。どうもこの考え方おかしくないかなと思うのだばって。誰でもいいじゃ、副町長でもいいし、町長でもいいし。

○荒関委員長 副町長。

○副町長（横野彰吾君） それでは、私のほうから川山委員のことに對して答

弁させていただきます。

先ほど担当課長のほうから説明があったように、小泊地域の特性と
いいますか、除雪のときはロータリーを使うと吹く場所がないという
ことで、排雪のときにダンプを前に走らせて、排雪で使っているとい
う現状です。そういうことで、排雪のときに使うロータリー車ですの
で、ふだん除雪のときはほとんど使わない、車庫に置いているような
状況ですので、中里地域、小泊地域の排雪計画に基づいて、両方ダブ
らないような形で進めて、排雪のときには中里のほうを使うよと、そ
ういうふうな形で進めているような状況です。

○荒関委員長 川山委員。

○川山委員 あなたのほうに誰も困ったと電話行かなかった。あなたの前はバ
ス道路で、きちんと排雪していたよな。私らのところは、全然歩けな
くて、毎日苦情だ。ロータリーで飛ばすといったって、ロータリー、
飛ばす機械なければ、5回やるところ1回になるよな。今しゃべって
いたけれども、むったどその苦情聞いていねばまいねって、私何て答
えるのよ。このままだぞと、来年もと、そうやって答えればいいのか。
今12月に選挙あり予算も載ってらべさ。俺そうやってまた、何だも
のな、議長になっても何もまいねんだでばと、こうされるのだ。議員
の気持ち考えられないか。何か一言、いいよと、今よりはよくすると、
そういう答えをもらえれば、俺はそのまましゃべるにいいわけだ。町
長。

○荒関委員長 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） ロータリー車のあるなしから、議員さん方に迷惑かけ
ている話に飛んでいるような、今雪を飛ばすのでなくて、話が飛んで
いるような気がするのですけれども、私のほうでもその後話を聞いて
思ったのは、要するに雪に対して町民に不満が出ないように除雪体制
を組めればいいことが問題だと思うのです、ロータリー車があるなし
でなくて。そこは今、副町長が説明したように、小泊地域の場合、排
雪のときに前に車を置いて捨てる、このときにちゃんとロータリー車
が役に立てれば苦情は行かなくなるのだと思うのです。そこは町長と
してしっかりと責任を持ってやらせていただきます。したがって、ロ
ータリー車があるないだけの議論をしないでいただければありがたい
など。議員のほうに苦情が行かないようには、きちっと請け負いたい

と思います。ということで、よろしくお願いします。

○荒関委員長 川山委員、よろしいですか。

川山委員。

○川山委員 分かりました。私は町長が来年は絶対今年みたいなことはないと言えなさいと言いましたので、そのまま答えます。よろしくお願いします。

○荒関委員長 沖崎委員。

○沖崎委員 関連して、私も仕事上、除雪に関連していましたので。今そういうことを町長も副町長もしゃべったばって、必ず雪は一緒に降るわけだ。とんでもない問題起きるよ。今こういう何ぼか議長の顔を立てると言った考えはないものかな。中古と言えればだめだけど、今年はもう雪は降らないのだ、来年降るのだよな。今年はもう終わったわけだ。喉元過ぎてしまえば、あとオーケーだ。ただ、議長がしゃべるのは、そういうとんでもないぐだめきとか、晩酌飲んでから電話来るのだよな。結局一緒に雪降るのだはんで、必ず必要だと思います。こういうのは、何か4、5、000万とちょっと、それでもねばまねば、使わなくてもねばまいねんだね。小泊の学校使わなくても、ねばまいんだね。今何年かすれば要らないんだっきゃな、そういう考えで物を進めてほしい。

以上。

○荒関委員長 答弁ありますか。

町長。

○町長（濱館豊光君） 今日おられる委員の皆さんは、それぞれ町民の方々から雪に対して様々な苦情をお受けいただいていることには、本当に頭を下げたいと思います。ただ、雪に関しては、今年も令和3年度、7,000万円で予算を取ったところから、追加、追加で、先ほど秋元委員のほうからもお話あったように2億2,000万円という費用をかけて除雪をやってきているわけでありまして。私、青森にも家内を置いて、しょっちゅう行ったり来たりしているわけですから、青森の雪の事情も常に比較をしながら見ているわけでありまして、これはどこの自治体も同じだと思います。余計雪降れば、何とかしなければならぬのだけれども、手元不如意、どこからも金が出ない。何とか節約しながら町民に、市民にご迷惑かけないようにしようと思って、どこの

首長さんもみんな一生懸命やっているのだと思います。私もそうであり、いつも担当課のほうから、また追加で除雪費と来るたびに、「本当に片づける雪、どこにあるんだば」と聞きながらやっているときもあります。小泊に雪降っているけれども、中里に降らない、中里に降っているけれども、小泊に降らない、必ずしも一緒に降るわけではないです。天気予報もいつも同じでないです。どこに雪降るかも、その時々によって違います。そのことを全部見ながら、町民の方々にご迷惑かけないようにしたい。ただし、道路の除雪に関していえば、町民の皆様がお通りになる道路は夏場と同じに全部除雪してくれと言われても、これは物理的に無理なわけであり、したがって、多少ご不便をおかけするかもしれませんが、冬場はここを通過してくださいと、ここはしっかり除雪します、そういうめり張りをつけたやり方をしながら、町民からお預かりしている税金の使い方をしっかり工夫しながら雪には当たっていきたくて思っておりますので、ご不満があったときに、もし先生方のところに町民の方から行ったら、私のところにどなり込んでくるなりなんなりしていただければ、できる限りの対応は4年度の冬もさせていただきたいと思っておりますので、ご理解願いますようお願いをいたします。

○荒関委員長 よろしいですか、沖崎委員。

○沖崎委員 はい。

○荒関委員長 ほかに土木費に対する質疑ありませんか。

沖崎委員。

○沖崎委員 運動公園の関係で。

○荒関委員長 今土木費。

○沖崎委員 あるべさ、下に。運動公園。

○荒関委員長 今土木費の質疑を行っておりますので。

○沖崎委員 違うか、土木費にないか、次のほうさ、運動公園と。

○荒関委員長 大変失礼いたしました。

どうぞ、沖崎委員。

○沖崎委員 先ほど私は再三いろんな一般質問とかあるわけですが、子供たちの代弁みたいなもので、いつできるのならば、運動公園と。ただ、来年度は中泊で県民大会が行われる予定、そしてその次は国体を青森でやると。そのためにも、いい選手を育てたいし、記録を残したいと。

子供たちから、3年ぐらいになったところで、とにかくそろそろでないかと。財政圧迫するのは分かっているし、安いものでないし、ただ公認を取れるぐらいの範囲で、どうにか町でできないものかと。これは県とか広域とか話も聞いているし、どこでも出したくない。スポーツの町として、また井沼清七の関連もあるし、どうにか捻出できないものかと。これは担当、誰か。町長だべな。

○荒関委員長 教育次長。

○教育次長（葛西成芳君） ただいまの沖崎委員のご質問に答えます。

今まで陸上競技場に関しては、委員の皆様からも様々毎回のご指摘をいただいたところであります。一応その答えとしまして、12月の議会にもありましたが、昨年10月開催した令和3年度圏域重点事業要望、これで陸上競技場を含めました広域の大会等に利用するスポーツ施設の維持管理の支援について、県に要望してまいりました。その答えとしましては、県としては引き続き国に働きかけますという回答でありました。

やはり委員ご存じのとおり、この公認を取るに当たっては、改修や競技用の備品等でまず2億以上の費用がかかるということもありまして、何とか広域のほうで負担しながら今後整備していけないかと。これからも町としても圏域定住自立圏の会議の場でも粘り強く働きかけていきたいと思っております。また、もし何かそのほかにも有効な財源等がありましたら、何とか整備に向けて進めていきたいと考えております。

以上です。

○荒関委員長 沖崎委員。

○沖崎委員 次長も終わりだべ、今度。何か張り合いがないべさ、その言い方だと。広域とか中身も重々覚えて私も聞いているのだから、公的ではないけれども、県の関係の人とも話をしております。誰も出したくない、どこでも。だから、町独断でどうにか手がけていかなければまいねんでねえかと。ただ、子供たちに言われるということは、ただ三役、誰も運動会、招待しても来ないところで、やっぱり現場に来て見れば、小言もあるし、かわいそうなものだよ、本当に。今不思議にというか、いいグラウンドあるはんでだけれども、県のチャンピオンが3人ぐらい小学校でもいて、チャンピオンは県で1人しかいないのに、

それが3人ぐらいいるので、どうにか前向きと言っても、みんな逃げる言葉でもあるし、何かこれ早くやる方法。次長の話でいけば、何もまいねはんで、町長どうだっきゃ、何かのいい方法が、除雪車もだけれども、皆財政かかって、厳しいよ。だけれども、私もしゃべりたくないけれども、このぐらい子供たちにしゃべっておかねば、言ってもだめだったと町のせいにするずるい話だかもしれないけれども、何か方法さ。

○荒関委員長 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 私も町長になる前から、町長になってからも、後ろ向きになったことはなくて、常に前向きに物事を考え、前向きに進めているほうなのですが、運動公園の、いわゆる陸上競技場の沖崎委員からの要望に関して、誤解を恐れずに言わせていただければ、今中里の運動公園が大会できない施設ではないのだということをまずはご理解をいただきたいなど。スタートの位置のところに穴が空いた、直さなければならぬ、直しています。ゴールのところに計測装置入れなければいけない、メンテナンスもしなければいけない、ちゃんと対応しています。ただ、あそこで出した結果が公認記録として世間に通用するようなグラウンドにするには、今委員のほうからお話のあった2億というお金がかかるということなのであります。

その公認グラウンドがこの西北五圏域にあるかといえば、今現在ないわけでありまして。私が調べたところでは、前にもお答えを差し上げたかもしれませんが、県内6圏域、それぞれ中心となる市なり、もしくは陸上に本当に力を入れている東北町さんとか、財源的に比較的ゆとりがある、不交付団体でございますので、六ヶ所村さんとか持っておられるということは承知しているわけでありまして。であればこそ、この西北五圏域の代表ということで、いつも頼らせていただいている五所川原市さんに何とか考えてほしいということをお話をして、町長としても市長に申し上げているわけでありまして。

私とすれば、できる限り陸上に関係する協議会の方々が、例えば五所川原市の陸上協会の方々が市長にその旨をお話をしていただきたい、要望していただきたい。結果として、西北五圏域の公認グラウンドは中里の運動公園でいこうとなったら、当然立地町として、応分の負担はしなければいけないと思うのですが、そういう形が一番いいの

ではないかということをご提案させていただいているわけでありまして。

今つがる市は国体、国民スポーツ大会に向けて、体育館を整備しております。いずれ維持費が大変になってくるのだと思います。鱒ヶ沢町は温水プールを持って、水泳の大会は全部鱒ヶ沢でやっています。そういう地域の状況をちゃんと考えながら、広域で考えていかなければ、私はうちの中泊町の町民の方々に申し訳ないと。その思いから、今あちこち駆けずり回りながら、何とかいい方策はないものかと前向きに考えているところであります。

沖崎委員のご期待に応えられるよう、できるだけいい解決方法を早く見つけたいと思います。大会開催に支障が出るような陸上競技場には絶対しませんので、そのことで、もうしばらくお時間をお貸しいただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○荒関委員長 沖崎委員。

○沖崎委員 私もだばって、子供たちも、ではいつだと、今の話でいけばまだまだ。町単独でやる気前のいい返事は聞こえないので、もう2年、3年。ただ、毎年6年生は中学校へ行くし、大変なものだ。現場を担当して、私たちもやめればいいのだろうけど。スポーツの町として、スポーツの原点でもあるし、何とか。これ以上言えばまたちょっと過ぎる言葉になりますので、早くやることを期待して、動きが悪いと次にまたということで終わります。

○荒関委員長 あとほかに土木費に対する質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○荒関委員長 質疑がないようですので、第8款土木費に対する質疑を終わります。

第9款消防費に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○荒関委員長 質疑がないようですので、第9款消防費に対する質疑を終わります。

第10款教育費に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

塚本悦子委員。

○塚本委員 97ページ、10款教育費の学校生活支援員の966万9,000円とありますが、中泊小学校、中学校で支援員は何人いるのでしょ

うか。そして、児童は、どこの学校に何人いるのかお聞かせ願います。

○荒関委員長 長利教育課長。

○教育課長（長利香代子君） ただいまの塚本委員のご質問にお答えいたします。

ここに計上されておりますのは、小泊学園が小中一貫校になりますので、令和3年度は各学校に1人配備しております。4年度は5校になります。6人分となっております。

そして、今現在ですが、生活の支援を必要とする児童生徒の数ですが、全部で中里地域のほうは14名います。そして、小泊地域のほうも5人程度いるところがございます。

以上です。

○荒関委員長 塚本委員。

○塚本委員 合わせて、支援員が6人ですね。そして、中里小学校、中学校合わせて児童が6名、小泊が5名。武田小学校では、今新たに支援児童が5人から7人となるのです。知っていますでしょうか。それで、これでは今までの支援員1人だと非常に先生ももちろん支援員に負担になりますので、ぜひ来年度、4月には1人増やしていただけないでしょうかと、教育委員会のほうに要望はしました。でも、4月の様子を見てということだそうなんですけれども、2クラスありますよね、知的障害学級と自閉症・情緒障害学級ですか、それにまた2人増える、クラスが何段階にもなります。それを聞いて、見るからに先生、支援員の負担はすごいと思います、もう火を見るより明らかという感じで。それなのに、いつまで4月様子を見るのかなと。この様子を見るとかの言葉に私は非常に、いつなの、すぐなのという感じなのですけれども、いかがでしょうか。即それを募集していただけないのでしょうか、増やさないのかしら、お願いします。

○荒関委員長 長利教育課長。

○教育課長（長利香代子君） これに関しましては、今武田小学校のほうで来年度から7人になるということで存じ上げているところがございます。2年生、3年生が複式学級というところもございますので、今後の学校の状況を現場に行き確認したいと考えておるところです。その状況によっては、使える協力員、学校の社会教育のほうの人件費などもありますので、そちらのほうで活用できるものを使って進めてい

ければと考えているところです。

以上です。

○荒関委員長 塚本委員。

○塚本委員 様子を見るというと、1年見るのかな。そうしているうちに支援員が倒れたりすると、どうなるのでしょうか。教育長さんのお考えを聞きたいのですけれども。いつ、はっきり、その様子を見るとか、前向きにと言うのが1年なのか、即やりますというのか。これ大変だなと、質の高い教育をみんなにというSDGsの4番でありますよ。私は、教育、勉強しやすい環境づくりは非常に大事だと思うのですが、教育長さん、いかがお考えでしょうか。

○荒関委員長 米塚教育長。

○教育長（米塚鈴子君） 学校生活支援員というのは、いわゆる特別支援学級だけではなくて、普通学級に在籍している、特に生活支援を要する児童生徒に対するサポートをするという国の事業でございます。それで各学校に1名ずつ配置しておりまして、今、課長がお話ししましたように、すぐにまた支援員増員というのは引き続き要望はしていきますけれども、来年度はまずは地域学校協働活動、こういう事業も実施して、協働活動のスタッフがおりますので、その地域学校協働活動の方の協力も得ながら、いろいろサポート体制を充実させていきたいと、今のところはそういうふうに考えております。

○荒関委員長 塚本委員、よろしいですか。

塚本委員。

○塚本委員 予算もそうでしょうけれども、その協働活動、また特別支援員はしっかりと学校に常備していて、しっかり見てもらえると。だから、非常勤講師となると、これは教育委員会とか講師、教師の資格がなければ駄目だけれども、支援員というのは一生懸命やろうとする人は応募して採用できるのです。自治体で採用できるのだから、予算があればできると思う。見て明らかです。今までは1人の児童に支援員が1人ついたりしている学校もあります。5人でも多いのに、今度7人かという感じで、先生はもうてんてこ舞いして、びっくりして、1年間どうしようという感じだと思いますので、前向きに、募集してもすぐできるかどうか分からないのですから、即お願いしたいと思っています。予算ができないのであれば、町長さんをお願いするとか。私は昔とい

うか、十何年も前に、古川教育長さんがちょっとアルコール入ったら、いい先生を連れてくるのに大変苦労したのだと、自分もかなり力を入れたけれども、相手方の教育長があまりにも優秀で取れなかったと。そういうふうに先生の奪い合いもあったのだけれども、今はそこまでしなくても、学びの環境、先生もすごく楽に勉強を教えることができる、生徒もゆっくり安心して勉強できる、そういう環境にしてもらえれば、何も奪い合うのでなくても、中里中学校に行きたい、先生方は希望を出しています、武田小学校に行きたいと言うと、そういうふうな環境をつくってほしいのです。校長先生が心配、先生方はいつ倒れるのだろう、大変だろうと思う、そういう環境ではなくて、安心して勉強できるような環境にしたいのです。予算を出して、何とかいい環境にしてあげたいと思うのですが。町長さん、どうでしょうか、予算のほうを。

○荒関委員長 これは答弁ありますか。

濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 今話を聞いていて、何度か首をかしげているのを見ていたと思うのですが、実は学校教育の在り方について時々教育長さんとディスカッションをしているときありまして、今、委員が問題にしている学校生活支援員の役割と学習支援員という人の役割、それぞれ予算がどうなっているかというのをいろいろ議論しながら、では学校の教師の先生の役割は何なのよということも議論しながら、実はこの予算に上がっているわけなのです。教育委員会の要望は、学習支援員を入れてくれと、これというのは勉強するための支援員なのです。国でも県でも面倒見てくれない予算なはずなのです。町で見なさいと。今話ししている学校生活支援員、各学校に1人置いているのは、国も県もちゃんと面倒見てくれている、1つの学校に1人ずつ面倒見てくれている人だと私は理解していたのです。よって、2人、3人と用意するものではないのだというふうに思っていたわけです。金を出せば何人でも置けるとすれば、要するに、では必要性というのはどこで判断するのという話になっていくのです。今私が塚本委員にお答えできるとすれば、学校生活支援員の役割と今申し上げました学習支援員の役割、もう一度教育委員会のほうからしっかり聞き取りをしながら、この学校生活支援員を何人でも置けるものであれば、それぞれの学校

に何人必要なのか。本来の支援員としての目的のために、特別支援学級の子供たちのために必要な要員ではないという理解をしていたので、そこをもう一度聞き取りして検討した上で、必要があれば補正予算でもまたお願いしたいなと思っております。

以上でございます。

○荒関委員長 塚本委員。

○塚本委員 特別支援学級であれば、自治体でもできると私は思っていました。

ですので、非常勤講師とかになると、県の事務所からそうなるのですけれども、先生も、校長先生もそういうふうに自治体でできるのですよねということなのに、なかなかそれが大変なのということですので、ぜひそこを理解していただけたら、即お願いしたいと思っています。

そして、いつになるのかな、その様子を見てと。いつも、この間もそうなのですけれども、ナプキンディスペンサーのそれも、この間一般質問したときにも、様子を見て4月からと言ったのだけれども、新年度即、そういうのに対して様子を見るといっても、何を様子見るのかなと。ナプキンディスペンサーもそんなにお金かからない、置くだけでいいのだと思うので、様子を見るというのがいかななものか。いつになるのか、1か月様子を見るのか、様子を見れば、私が言った後に次の日でもいいのではないかなと思うのですけれども、即というのはいつでしょうか。

○荒関委員長 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 生理の貧困の話にまた戻ったわけではありますが、生理の貧困の部分について、先日一般質問で教育長のほうから答弁をさせていただいたわけでございますけれども、これは私の頭の中にはもう4月から置くというふうに。これはなぜかという、今我々が何か災害あったときに、災害物資を備蓄しているわけです。ここに高齢者向けの紙おむつだとか、そういうものが一切考えられていなかったということに気づきまして、用意しなければいけないというのはもう世の中の流れでございますので、入れなければいけないのです。入れるとすれば、学校に置いても別に何も問題ないわけでございますので、それはもうすぐやるよということで、様子を見ると言った覚えは一言もありませんので、私自身は。そこは誤解のないように。

その上で、今の学校生活支援員について申し上げれば、先ほどもお

話ししましたけれども、特別支援の子供たちのために置かなければいけない要員なのか、学校に1人というふうに決まって置いている要員なのか、ちゃんと確認をした上で、必要があればちゃんと予算措置しますということで私はお答え申し上げたつもりなのですが、それでご理解をいただけますでしょうか。

○荒関委員長 塚本委員。

○塚本委員 ただいまの4月、即設置しますという言葉聞けば、それで私は安心なのです。子供たちみんなに、もうできれば4月進級になっても大丈夫よと言えるので、その言葉が4月様子を見てから設置しますと言ったので、いつになるのかなと思ったのです。では、即よろしくお願ひします。その支援員のほうもよろしくお願ひします。

○荒関委員長 米塚教育長。

○教育長（米塚鈴子君） 学校生活支援員は、普通学級において生活支援を要する児童生徒に対する支援員1名配置という国の方針で、特別支援学級に限定をされているものではございませんので、そのところをお伝えいたします。

○荒関委員長 よろしいですか。

塚本委員。

○塚本委員 よろしくお願ひします。特別支援学級の中の補佐ということで、校長先生は大変でしょうということでしたので、では校長先生と一緒に話し合っ、いい方向で何とかよろしくお願ひいたします。

終わりです。

○荒関委員長 あとほかに教育費に対する質疑ございませんか。

川山委員。

○川山委員 113ページの委託料の関係で、パルナスの管理運営委託、今回指定管理者に移行すると。私は、何か指定管理の件で副社長になっているので、あした退席願ひたいということで、今話をするのですけれども、観光交流協会、私副社長になって、ここが指定管理を受けるとい話になっているのですけれども、観光交流協会を立ち上げたとき、副町長が社長だよな。そういう趣旨の下にこの交流協会というのは国からお金をもらって、町からも出して、それ指定管理者を受けてやる趣旨の下につくった会社なのだから、そこをまず1つ伺います。

○荒関委員長 水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（越野進一君） ただいまの川山委員のご質問にお答えいたします。

令和2年3月に町では観光ビジョンを策定いたしまして、その中で観光ビジョンを推進していくためには、やはりそういった組織体制づくり、これが急務だということで、今の協会が昨年、令和3年4月に設置されました。目的といたしましては、文化の継承、それから観光の振興、それから国際交流の推進と、この3点を柱に活動を展開していくということになっております。

今回のパルナスの指定管理につきましては、本来の目的というものではないですけれども、ただ総合文化センター、こちらは国際交流事業が展開されているものでありますので、現在も事務所をお借りしてやっている観点から、今後町の経費の削減、そういったものにもつながりますし、応募したところでございます。活動につきましては、今後地域おこし協力隊、こちらを設置しながら観光の振興に当たっていくというのが大きな重要な業務であると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○荒関委員長 川山委員。

○川山委員 私の考えですけれども、立ち上げのときは、中里地区で今までにないような、例えば我々観光協会で行っているもののバックアップを見つけたり、そういういろんな仕事を探して、外から呼んできたりして応援するための会社を立ち上げた。私はこう理解して、今役場の経費を削減するために指定管理者を受けると、頭にもどこにもなかったです。経費削減するのであれば、最初からなければ、役場で何もお金出さなくてもいいのではないかと。そんな問題でない。

私は、この前観光協会の役員会開いたら、文化観光交流協会の会社がどこもここもみんな指定管理者取ってしまえば、小泊の観光協会なんて要らないのではないかと、これから余されるべさと、おまえそんなところの副社長やっているのだなど。いやいやと、そういうためにつくった会社でないと。今そう思っても、後から町長でも課長でも替われば、これで1回取れば、経費削減でみんな取るのではないかと、では簡単にほかに委託しないべさと、こういう話にまでなったのだ。本来の趣旨に基づいて、指定管理者、そこ取ったか取らないばって、これ今アクトプランで委託を受けているけれども、そういうちっちゃな

このためにつくった会社でないべき。もっと大きな、この町を発展させるためのいろんなプランを考えると、そのために立派な人間を2人も置いて、何も事務なんてやるための会社でないと私は思って、もちろん役員にもなったのだけれども、そういう考えであれば役員も引かねばならないし、何もしゃべっている話とやる話が全然違ってしまわないか。最初からそう思っていたのだから、どうだ。

○荒関委員長 横野副町長。

○副町長（横野彰吾君） 私は、文化観光交流協会の理事長ですので、私のほうから川山委員に対しましてお答えいたします。

まず、先ほど担当課長が申し上げたとおり、目的でございます。目的はやっぱり町全体が一丸となって持続可能な観光地づくりを進めると。一層町の稼ぐ力を引き出して、町の経済の活性化、そして文化、観光、国際交流の振興に寄与するというのが目的で、これが大前提でございます。ですから、指定管理を受けるための協会ではないというふうに私は認識しております。

ただ、今パルナスのほうで事務所のスペースを置いて、国際交流とか、いろんな形で進めていることから、指定管理のほうが募集があったものですから、それに応募したということで、指定管理を行うための目的ではないということをご理解いただければと思います。

○荒関委員長 川山委員。

○川山委員 指定管理にしたのは町だべさ、あなた、副町長ではないの。誰が指定管理つくったのよ。今まで委託でちゃんと管理していたべな。指定管理者に移行しますよとしたのは、町で考えたのだべ。それに募集あったはんで受けたと。自分たちで考えて、自分たちで受けているのだべな。今行けば、ちっちゃい業者はみんな、例えばふれあいセンターでも指定管理者で、入札でみんなもらっているでべな。そういうところをみんな指定管理者にして一括にしてやれば、一番楽だよ。だって、今現状でやっている人たち、何もなくなってしまうでべな。それを文化観光交流協会で作る仕事なのだからと私はしゃべっていたのだ。ほかのところやるのだばいいのだ。それに名前連ねているのは誰なのよ、私もそうだけれども。小泊のすばらしい企業がみんなお金出して、名前連ねて、そしてやって、そんな下請のまねみたいなのをして。黙って役場の中において、机を置いてやればいい話でべな、何も

あそこに行かなくても。それは便利だかも分からないよ、今でも事務局いるはんで。事務局いたって、別に困っているわけでもないべし、指定管理者取る必要もないと思うばって。違うか、私の考え、間違っているか。では、課長もう一回。

○荒関委員長 越野水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（越野進一君） 私の説明不足もございまして、委員のご質問にお答えいたします。

協会の今のパルナスの指定管理につきましては、小泊観光協会、うみどりーむ振興社、それからアクトプランやディスプレイさん、こういった現在パルナスの管理業務に関わっている、これまで関わってきた業者の方も協会の会員となっております。会員の業務を脅かすものではなく、むしろ会員が相互に意識を高め合って、どちらかというところの協会が成長の場となっていくような、そういう期待されて設立されたものでございますので、委員が例えば今入っている業者さんの仕事を協会が取るといようなイメージというか、認識は私どもも持っておりませんので、今後もそういったことにならないように私どももブレーキをかけていくとか、意見を言っていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○荒関委員長 川山委員。

○川山委員 分かりました。町長も副町長もそれでいいと、ここで今後ほかの指定管理とかは取らないということで答弁できますか。ここでお墨つきをいただきたいと思えます。

○荒関委員長 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） ここで宣言しろと言われても、指定管理に出すか出さないか、それから指定管理を誰にするか、これはみんな違ったプロセスの中で決まるわけです。もちろん議会の議決事項でもありますし、私自身はその手続はきちっと踏んでいくべきだろうなと思っていますし、私が決めたということでもないわけでありまして。まず、ここはご理解をいただければ。

その上で、今の文化観光交流協会なるものをなぜつくったのかというのは、今越野課長のほうからお話があったとおりであります。町でやっている観光関係のイベント、ウォーキングのイベントだとか、いろんなものを実施部隊として位置づけていきたいというのがまず本

音と言えは本音なのです。それをやっていくにしても、人を抱えなければいけないので、その人件費の部分というのがあるではないですか。その部分を、今事務所を置いている文化ホールの指定管理を受けることにより、そこにいて事務もできるわけですから、文化ホールのほうの管理はこの人たち、文化観光交流協会のほうはこの人たちとやれば二重に経費かかるではないですか。そこら辺も考えた上での今の文化ホールを指定管理に出すというのと協会が受けるという都合がよかったというだけの話でありまして、この文化観光交流協会が次々といろんなところの指定管理を取っていくということはないと。これは私は町長として、ないと思いますということをお答えをしたいと思います。

○荒関委員長 よろしいですか。

あとほかに教育費に対する質疑ございませんか。

野上委員。

○野上（憲）委員 今の指定管理制度について関連するわけでありませうけれども、これから少子高齢化、人口減に全く入ったわけです。2045年には4,000人しかいないと。もう23年しかないです。ここで今までの町が関わっている団体、このままでいいのかと。さっきも同僚の川山委員もしゃべっていましたが、観光協会あり、うみどり一むあり、様々な団体が様々な経理をしているわけです。何でそれを一括して整理した中身で、いわゆる費用対効果を上げるようなことを積極的にしないのですか。それを部門的にまとめることによって、その人たちが、また生き方も変わってくると思うのです。そういう方向づけがないから、こういう討論をする場ができてくるのです。ちゃんとこれからの次の世の中に向けたような町の組織の在り方、組織に対しての対応の仕方も考える必要があるのではないですか。でなければ、今まである指定管理をやっているところが全部町が丸抱えになりますよ。将来的に町長はどう考えていますか。

○荒関委員長 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 川山委員のご質問にお答えしたつもりなのですが、要するに指定管理に出す施設をどこどこにするかというのを決めるのは町の仕事でありますし、指定管理を受けたいとって手を挙げてくるのはそれぞれの団体の話でありますし、それを決めるのは議会であります、議決をいただくのは。今野上委員のほうからお話のあったよう

なことは、それらの手続の中でしっかり考えていくべきものであって、私自身がどこに何やらせる、どこに何やらせるという筋のものではないので、重ねて申し上げておきますが、それぞれの手続にのっとった形でやらせていただきたい。

ただ、文化観光交流協会に関しては、何でもかんでもやるためにつくったものではないということだけは重ねてお話をさせていただきます。その上で人口減少下の中で、どういう在り方にすれば一番いいのか。これは、先ほど来申し上げております公共の施設、いわゆる集会所から始まって、いろいろなものもそうありますが、人口減の中でどういうふうにしていけばいいのか、町内会の数もそうあります。そういうことは、今後議員各位と、ここは委員会の場ですので、委員各位とご相談をしながら、今後町のよりよい在り方を一緒になって考えていただければと、考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○荒関委員長 野上憲幸委員。

○野上（憲）委員 町長がそういう前向きな考えであれば、やっぱり今ある組織も、町が関連した組織も統廃合を考えながらやるべきです。そうしなければ、みんな我田引水と同じで、そこから動かなくなるのです。そういうことを、ぜひともこれから進めてほしいと思っています。

以上です。

○荒関委員長 あとほかに教育費に対する質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○荒関委員長 12時を回っておりますけれども、このまま委員会を引き続き行いたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

質疑がないようですので、第10款教育費に対する質疑を終わります。

引き続き、第11款災害復旧費に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○荒関委員長 ないようですので、第11款災害復旧費に対する質疑を終わります。

第12款公債費に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○荒関委員長 質疑がないようですので、第12款公債費に対する質疑を終わります。

第13款予備費に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○荒関委員長 質疑がないようですので、第13款予備費に対する質疑を終わります。

これで議案第8号 令和4年度中泊町一般会計予算に対する質疑を終了します。

以上で予算特別委員会に付託されました議案第8号から議案第14号までの令和4年度中泊町一般会計予算及び各特別会計予算に対する質疑は全て終了しました。

◎議案第8号～議案第14号の討論

○荒関委員長 これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○荒関委員長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

◎議案第8号～議案第14号の採決

○荒関委員長 これから採決を行います。

お諮りします。議案第8号から議案第14号までの令和4年度中泊町一般会計予算及び各特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○荒関委員長 異議なしと認めます。したがって、議案第8号から議案第14号までの令和4年度中泊町一般会計予算及び各特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎閉会の宣告

○荒関委員長 以上をもって予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。どうもご協力ありがとうございました。

これをもちまして予算特別委員会を閉会します。

閉会 午後 零時04分

上記会議のてん末を記載しその相違ないことを証するため
ここに署名する。

臨時委員長 野上祐一

委員長 荒閑富雄

署名委員 今 博子

署名委員 田中 洋